

<4.(著作権等の制限)関連>

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (90) (92) について

システム・キャッシングに関して、以下の権利制限を導入の新設を要求します。
著作物に関わる以下のいずれかを唯一の目的として行われる技術的過程の不可欠で本質的な一部分であり、且つ独立した経済的重要性を持たない複製行為は、複製権の例外とする。
① ネットワーク負担を軽減したまはアクセス速度を向上させる為、ユーザー間の通信を介在する者およびユーザー自身によし行われる、効率化を目的とする複製
② ネットワークを利用した第三者間の伝達の為の、介在者が行う複製

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (86) (87) (88) について

国民の健康危機に関する情報はいち早く、正確に伝達する事が必要であり、権利者個人の権利よりも社会の公益性を優先させるべきです。そもそもなければ水俣病や喫茶エイズ事件を未だ未だ繰り返す事となるでしょう。そして最終的に批判の矢面に立たされるのはこれらのデータの速やかな流通を妨げた著作権法になります。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見: (37) (38) (39) (40) について

著作物の利用それ事態により直接的な収益を得ない程度の、日常的な事業活動で生じる利用は、これを認める旨を、意見: (37) (38) (39) を参照にして明確にして下さい。
これに関連して、意見: (37) (38) (39) の行使を阻害する意見: (40) に反対します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

1. 氏名および職業
[REDACTED]

2. 住所および電話番号
[REDACTED]

3. 意見

(41)については反対します。この規定を認めるならば、例えば同居人に頼んでビデオ録画を設定してもらった場合にその同居人が著作権に違反することになり、著作権法が規定する権利が一般常識から乖離したものになります。これは文化の発展に寄与することを目的とする著作権法の精神に反すると考えます。

(44)については反対します。技術的保護手段を「著作権侵害等を抑止するためには効果的な技術手段」とした場合、本来正当に動作すべき機器を特定の条件下で誤動作させることによって保護を行う手法が技術的保護手段として認められる可能性があります。事実、コピー・コントロール CD の一方式である CDS ではエラー信号を混入することで CD ドライブを誤動作させることがでコピー・防止を実現することを意図しています。誤動作を防止することが著作権法に違反する可能性をうむことは文化的所産の公正な利用を損なうものであり、著作権法の精神に反すると考えます。

(46) (47)については反対します。まず、(46)において私的録音補償制度の対象として含めるよう要望されている記録媒体はデジタルデータを汎用に記録するため用いられるものであり、音楽データの記録以外に用いられることが多くあります。音楽を記録することを目的としない媒体に対して音楽データの記録を前提とした補償金を転嫁することは利益を不当に得る結果を生じると考えます。また、(47)については今後出現する可能性のある記録技術が、音楽データの記録を主としない目的で開発された場合であっても音楽データが記録可能であることを理由に補償金の転嫁を可能とする合理的な理由を見出すことができません。

(82)については反対します。公共図書館はあらゆる資料を無償で提供することで平等な情報のアクセスを補償する施設であり、その業務の一貫である貸出に対して制限を付与することは文化の発展に寄与することを目的とする著作権法の精神に反すると考えます。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (41)及び(46)について
反対します。
一連のお金が取れそうなところから、とにかく取る、何重にでも取るという考え方には嫌悪感を抱きます。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見:
【(37)について賛成】
「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与する」ために必要な規定であるので賛成。

音楽に關していえば、世界一高いCDをそう何枚も買えないのは当然。しかも欲しいのは3000円のCDの中の数曲だったりする。数曲のために3000円を払いたいと思うだろうか。物が売れない時代に音楽以外の魅力あるものに移行するのは当然だ。世界一高いCDは、「とうてい買うものではない」と思われてしまっているのではないか。

無差別なネット配信は問題だが、欧米でiTMSが人気になっているように安く、幅広いカタログを提供して「正当な方法」で音楽に触れる方法をあたりまえのこととして定着させるべきだろ。しかし現状は、規制は世界1、CDの値段も世界1、フェアユース規定が無いことを理由にiTMSもはじめられない。

著作者は著作活動をする際、他の著作物の恩恵にあずかったはず。より多くの優れた作品を生み出すために不可欠な多くの音楽、映画などの「作品に接する機会」に触れる機会を妨げる障壁を無くし、潜在的な需要を掘り起こすことが、映画、音楽文化の隆盛につながる。それにはフェアユースを設定し、権利と利便性のバランスをとることが必要である。それこそが、「著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に關し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらとの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与すること」であると思う。

【(46)(47)について反対】
オフィスなどではCD-Rは自分で作成したデータを保存する場合、HD, MDなどに比べてかなり安価で、信頼性があると判断されて使われることが多いです。ちょっとしたデータの受け渡しにもふんだんにCD-Rは使われます。私の録音録画に使われない汎用機器からまでも録音保証金をとるのは、あまりに乱暴で、権利者団体と機器購入者との間の利益バランスが権利者団体側に傾きすぎています。よって(46)(47)の私の録音録画機償金を汎用機器にまで拡張することには反対です。

【(77)について反対】
著作権法の究極の目的は、「文化の発展に寄与すること」であって、著作者等の権利の保護を図ることはそのための手段にすぎません。そして、一部の富裕層だけが著作物を享受でき、そうでない階層に生まれた者は著作物を享受できないというのではなく、貴族文化の発展に寄与することはできません。全国民を巻き込んだ文化の発展には寄与することができます。著作権法は、著作権法による保護の成果として多様な著作物が輩出したことから、著作権法は「金を払えない貧乏人の目には自分たちの作品を触れさせたくない」と文句をたれるのは大げないといふべきではありません。このような文化の狙い手としての社会的責任に無自覚な映画産業のエゴが露する(77)の意見に私は反対します。

【(103)について反対】
一般家庭にもピアノやギターなどの楽器が普及し、これを家庭内やあるいは友達や恋人を呼んで演奏するということが一般的に行われており、それにあわせてピアノやギターなどで容易に弾き語りができるようシンプルにアレンジされた楽譜集が市販されております。このような楽譜集を購入した者が、とりあえず練習しようとしている楽曲に関する譜面のみをコピーして用いるというのは、非常に自然な行動です(分厚い冊子のままでは、演奏中に勝手にめくれないようには大変です。)。(103)は、こういう市井の音楽愛好家たちの合意的な行動を「犯罪行為」と位置づけようとするものであって、とうてい賛成することはできません。また、(103)に示された改正を行ふと、学校の音楽の時間において、ある特定の楽曲を生徒たちに演奏させるためには、当該楽曲が収録されている楽譜集(著作権法上特別扱いが必要となるほどに高価なものなのであろう)を一冊丸ごと生徒たちに購入させなければならないことになりますが、そうすると教育現場においては文科省の検定を通過した音楽の教科書に掲載されない楽曲を生徒たちに演奏させることは断念せざるを得なくなることが予想されます。そのようなことが、我が国の文化の発展に寄与しないことは明らかです。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見: (103)について

音楽の多様性、技術の向上、演奏者の利便性、権利等を考慮した場合、楽譜のコピーを認めない事は音楽界全体に大損害を与える事となります。それに、価格の高い楽譜を、何度も買わせるのは、むしろ著作権者の権利の乱用です。よって、《(103)著作権制限規定から楽譜を除外する。》に反対します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見: 「(82) 図書館における貸出しに対して相応の法的制限を設ける。」について

日本推理作家協会が主張する形での公貸権の導入に反対します。
公貸権は、あくまで各図書館に書籍・雑誌が納入される際、各図書館が支払う書籍・雑誌に幾許かの金額を上乗せする形で支払うのが妥当であり、各著作者による不正を未然に防止する有効な手段でもあるからです。そのための基盤整備が不可能であるなら、公貸権は導入すべきではありません。

[REDACTED]

* [REDACTED]
* [REDACTED]
* [REDACTED]
* e-mail : [REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: 「(61) 図書館における複製に対する補償金支払いを義務付ける。」について
図書館における複製に対する保証金の義務付けに反対します。
フェアユースの概念を導入し、著作物の公正な使用の自由を保障することこそ、
知財立国の名に相応しい著作権法改正であると考えます。

* [REDACTED]
* official e-mail : [REDACTED]
* private e-mail : [REDACTED]
* private site : [REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 著作権等の制限、関連】

名前: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

(4) 「著作権等の制限」についての意見

(37) 公正使用（フェアユース）の規定など一般的な権利制限規定の導入に、私は賛成する。現在著作権者による権利強化の動きが活発になっている。しかし、そのほとんどは、短期的な利益を上げることのみを目的としたものであり、長期的展望がない。また日本の文化に対する貢献は、全く省みられていない。権利の濫用は、著作物の利用者を萎縮させ、著作物の利用そのものを萎縮させるであろう。また、そもそも創作者が、通常過去の作品の享受、模倣、再構築から創作を始めるなどを考えれば、創作者の意欲の減退をまねき、著作物の質の低下が生じる危険性もある。このように、現在のような著作権者、特に著作隣接権者の過度な権利強化の動きは、長期的に見れば、市場そのものを縮小させ、日本の文化水準を低下させる行為であると考えられる。そのため、フェアユース規定などを導入し、著作物をより利用しやすくすることで、日本の文化的根野を広げることが必要であると考える。そして、それは、文化産業の市場規模の拡大にもつながり、著作権者、著作隣接権者の利益にもつながると私は考える。

(38) デジタル時代に対応した一般的な権利制限規定の導入は、今後の日本の文化の発展のために必要な措置であると思われる所以、私は、これに賛成する。

本日 11時58分ころにお送りしました著作権法改正要望事項について【4. 開通】は一部誤記がありましたのでこちらと差し替えてください(要は、(101)を(103)と置換してください。)。

著作権法改正要望事項について【4. 開通】

氏名 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]
意見 下記のとおり

(3.9)について、方向性は悪くないと思いますが、社内コピー問題の根幹は、企業内コピーについては一律に著作権法第30条1項の適用を受けないと解する多数説及び下級審裁判例にあります。30条1項の文言自体は、企業内コピーを排除していないし、作成した複製物を営利活動に用いることをも排除していないのに、「家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において」というふうに「家庭内」という文言が用いられているのを過度に重視して「だから企業内コピーには適用がないのだ」と曲解されているのが現状です。このような誤解をなくすために著作権法第30条第1項の該当部分を「限定的かつ閉鎖的」は範囲内においてと変更することによって、企業内コピーであっても、一定の場合に、著作権法第30条1項が適用されるのだということを明示し、現実の社会では普通に行われていることを違法としてしまうことをさけることができます。

(4.0)は附則第5条の2を廃止せよというものです。その理由としては、学術著作権センターなどの集中処理機関が整備されてきたことをあげていますが、書籍や雑誌に掲載された文章の著作権については、集中処理機関の網羅性には未だ不十分なところがあり(集中処理機関は社団法人化したことからといって、網羅性を達成できるわけではありません)、著作物あたりの想定許諾料收入が低いこと、集中処理する権利が限定的であること、著作権者の数が多いこと等を考えると、集中処理機関に権利を付託するメリットが書籍・雑誌等の文章については低いので、網羅性が非常に向上することを見込めないと思います。)、現段階で附則第5条の2を廃止した場合、複製をしたくとも、許諾を受けるに受けられないという事態が生じてしまう虞が高いといえます。したがって、現時点で附則第5条の2を廃止するのは時期尚早です。

(4.1)は、著作権法第30条1項の目的を「個人的に使用すること」に限定せよというものです。しかし、子供から頼まれてビデオの録画ボタンを押してしまった母親を著作権法違反(複製権侵害)で逮捕起訴して懲役刑を科すことを法的に可能とせよというのがまともな人間の考えることは思えません。よって、私は(4.1)には反対します。

(4.2)については、「著作権者の利益を不当に害することとなる複製」か否かという点は、著作権法を得意とする法律実務家の目から見ても非常に難しい問題です。「著作権者の利益を不当に害しない利用」一般を個別的情緒規定たるフェアユース規定に用いるのはもとからとして、定型的な免責規定である著作権法第30条1項にこのような抽象的な規定を設けることには反対です。(そもそも、30条1項は、閉鎖的かつ限定的な範囲でのみ使用されることを目的とする複製のみを対象とした規定であり、著作権者の利益を侵害する度合いが軽微なものであり、それはデジタル技術が普及しても明らかに変わることはありません。著作権法は消費者に無駄を強制することによる需要の創出を「正当な利益」に含めています。)。

(4.3)については、「知りながら」という文言が未必の故意を含んだり、大量の情報の中の一部に著作権を侵害して送信可能化されているものがあることを知っている場合を含む場合には、ウェブブラウザ等を用いたネットサーフィンなど、いつでも逮捕起訴され場合によつては懲役刑を受ける覚悟がなければできません。例えば、電子掲示板等を開設していると、新聞等の記事を引用の要件の範囲を超えて複製した投稿が書き込まれることがありますから、未必の故意でも著作権侵害が成立することになる。自分が開設する電子掲示板を開拓することも危なくてできなくなります。また、未必の故意は含まれないとしても、他人の電子掲示板を開拓した際に、著作権侵害となるような投稿が書き込まれているのを見発見してしまった場合、再びその掲示板を開拓すると、著作権侵害に問われる可能性が出てきます。したがって、私は、インターネット文化を破壊する効果をもつ(4.3)には反対します。

(4.4)については、著作権法第2条20号が「著作物、実演、レコード、放送又は有線放送(次号において「著作物等」という。)の利用(著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作者人格権又は実演者人格権の侵害となるべき行為を含む。)に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号

を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式によるもの」という要件を設けたのは、規制対象の明確化を図ったものです。技術的保護手段の回避を専らその機能とする装置等の公衆への譲渡等や、業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避を行う行為が刑事罰の対象とされている以上、罪刑法法定主義の観点からも、規制対象たる「技術的保護手段」を明確に規定する定義することは必要です。また、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会の意見をみると現行法では特定の「プログラム」に反応する信号は保護されないかのように見えますが、特定の信号に反応する「プログラム」が組み込まれたコンピュータはどこでいう「機器」にあたると解されており、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会の意見は前提を間違えています。また、技術的保護手段の定義を(4.4)の求めるように改正した場合には、「回避」等の定義も変更せざるを得ず、例えば、パソコンのOSのCDドライブを制御する部分において、エラー情報を訂正し、CD等の表面に細かい傷がついていたとしてもCDドライブが異常動作しないような機能を組み込んだ場合に、これが違法とされる虞もあります(一部のレコード会社が採用したCDS-200方式のコピー制御技術は正に、CDにエラー情報を混入してパソコンのCDドライブに異常動作を行わせることによってパソコンを使つたコピーを制御しようというものだったので、あながち杞憂ではありません)。

今後コピープロテクトは進化、多様化することはあろうかとは思います。それに対しては、ソフトメーカーと機器メーカーとが協議をして、法的に保護するに値するということについて意見の一一致を見たコピープロテクトについて、それが「技術的保護手段」の定義に合致するようにその都度法改正をすれば足り、また、罪刑法法定主義の観点からはそのような手続きを踏むことが望ましいと言えます。したがって、私は(4.4)の意見に反対します。

また、社団法人日本映像ソフト協議会は、DeCSSを著作権法により規制するため法改正を望んでいるようです。しかし、DeCSSは必ずしも商業的に配布されているわけではないOS(例えは、Linux等)を用いてコンピュータを操作させている者が、正規に購入したDVDソフトをそのコンピュータを用いて再生するために開発されたという側面もあり、これをDVDを複製するためのソフトと安易に位置づけてこれを禁止するような立法を行うことには大いに疑問があります(なお、DVDソフトにはCGMS等のコピー制御技術が用いられており、これは著作権法上の技術的保護手段にあたるので、DeCSS等を違法化しなくとも、コピー制御することに問題はないはずです)。

(4.6)及び(4.7)は私的録音録画権金の問題です。現在の私的録音録画権金は、(ア)著作権の付いた音楽やテレビ番組等の録音・録画に対象機器を用いなくとも権利者団体へ間接的に上納金を納めさせられる一方、(イ)私的録音録画権金の対象となる機器を購入して権利者団体へ間接的に上納金を納めたからといって、多数説によれば企業内コピー等が法適用にならないという問題があります。(ア)の問題(すなわち、私的録音録画権金の対象に含めることによりさらに拡大せられる)は、汎用機器を録音録画権金の主要な用途は、特にオフィシャルユースに開拓します(例えは、データ用CD-Rの主要な用途は、特にオフィシャルユースに開拓します。最近はフロッピードライブのないパソコンが増えたとのことで、セキュリティの関係で添付ファイル付きのメールをはじくところが増えてきたので、このような用途でCD-Rを使つる機会が増えてきました)。また、(イ)の問題があるため、録音録画権金の対象となる機器を企業ユースで購入した場合には、「お金は上納されるは、複製は禁止されるは」で典型的な「やらばっかり」状態に陥ることがあります。このような「ハイコスト・ノーリターン」の強制を汎用機器にてんこで拡張されるのでは、権利者団体と機器購入者との間の利益バランスが権利者団体側に傾きすぎているといわざるを得ません。

したがって、私は(4.6)、(4.7)には反対です。また、仮に企業内コピーに適用されないとするならば、企業が私的録音録画権金の上乗せ分を店頭で返還することを義務づけるべきだと思います。

(4.9)は、技術的保護手段がとられているレコード等については私的録音録画権金の配分を受けられないようにするなどの抜本的な改正を求めるものです。複製を技術的に規制しておきながら私的複製に対する権利金をもらうというはある種詐欺的であるとすら言えますから、当該機器を用いての複製が技術的に制限されているコンテンツの権利者には権利金が分配されないような制度が必要だと思います。

(50) は、スキヤナ等についてもデジタル複写権制度を導入せよというものです。しかし、出版物のデジタル複製に用いるという用法はスキヤナ等の主たる用途とは言い難いのが現状です（例えは、法律事務所であれば、相手方の準備書面をスキヤナし、OCRソフトを用いてテキストデータに変換し、反論の準備書面を作成する作業を容易にすること）。「それなのに、なぜ出版社団体がスキヤナ等に関して権利金を配分せよと要求できるのか私には理解できません。したがって、(50) の意見について私は反対します。

(57) は、商業目的の「調査研究」を目的として文献の複製を求める者に対し、図書館等はこれに応じるなどするものです。しかし、図書館等には、もはや市場では入手困難な貴重な文献が多く収蔵されおり、そのような貴重な文献は往々にして「貸出禁止」扱いにされていることが多いようです。すると、貴重な文献の必要な部分の写しを手元に置いて「調査研究」を行うことが企業等には許されないということになり、我おいて、企業が商業目的で行う「調査研究」の質は大いに低下することが予想されます。

商業目的であれ、質の高い調査研究が行われ、これが公表されることには、我が国の文化の発展に寄与するものであるところ、これを阻害するような法改正というのは、我が国の文化の発展に寄与するという著作権法の実質的目的に反するものであるといえます。したがって、私は(57) の意見には反対します。

(58) は、図書館等における複製は、複製物を図書館内の利用者に交付できる場合に限定せよとするものです。しかし、図書館等には、もはや市場では入手困難な貴重な文献が多く収蔵されおり、そのような文献の中には、ごく少數の図書館にしか収蔵されていないものが少なからずあります。特定の研究のために先行論文等に引用されている当該文献等を入手しなければならないことも少なからずあるわけですが、その場合に、当該文献を所蔵している図書館まで出向かなければならぬことになると、研究者の時間と交通費を無駄に浪費させることになりますし、場合によっては、予算等との関係で当該研究を断念せざるを得なくなる場合すら生じます。

また、そのような希少本以外についても、研究者に図書館に出向く時間と費用を浪費させることだけを目的とする法改正を行うことが、我が国の文化の発展に寄与するものとは思えません。

したがって、私は(58) の意見には反対します。

(61) は、図書館における複製に対し権利金制度を設けよというものです。國も地方公共団体も財政難で、図書館にかけられる予算が大幅に増加することに期待できない現在、利用者のための複製に対して権利金を支払えと言うことになれば、多くの地方公共団体で図書館を廃止するか、文献複製サービスを中断せざるを得ない事態を招きかねません。また、図書館等において利用者に対し権利金を支払えとすると、一部の富裕層以外は、必要な文献を入手してこれを読み込んで特定の研究を行なうことが困難になるとも予想されます。

既に刊行されている書籍・論文等の著者の多くが、必要な参考文献等を図書館等で複製して使用しておきながら、未來の研究者に対しては金を支払えというのではなく、あたかも天につばを吐くようなものです。

私は、(61) のような、我が国の文化の発展を阻害する方向での改革には反対します。

(77) は、要するに図書館等で映画等が無償で上映されるのはけしからんから禁止しきりうるもののです。しかし、著作権法の実質的目的是「文化の発展に寄与すること」であって、著作権者の権利の保護を図ることはそのための手段にすぎません。そして、一部の富裕層だけが著作物を享受でき、そうでない階層に生まれた者は著作物を享受できないというのでは、新・貴族文化の発展に寄与することはできません。著作権法は、著作権法による文化の発展には寄与することができません。著作権法は、著作権法による保護の成果として多様な著作物が整出した恩恵をあまねく国民が受けられるよう、図書館等において非営利かつ無償で著作物を公衆に提示することくらいは大目に見よとすべての著作物の著作権者に求めているのであり、「映画の著作物」の著作者がだが「金を払えない貧乏人の目には自分の作品を触れさせたくない」と文句をたれるのは大人げないとしか言ひようがありません。このような文化の担い手としての社会的責任に無自覚な映画産業のエゴが露する(77) の意見に私は反対します。

(78) は、「営利を目的」とする場合というのを制限的に規定せよというもので、私も、当該著作物の利用行為が広告料收入や入场料收入、飲食料等の販売収入等の収入を得て利益を上げることを目的とする場合に限られるべきだと考えており、例えば、家電量販店等において商品たるテレビ受信機の性能を消費者に見せるために、店頭でテレビ番組を受信し表示した状態でテレビ受信機を陳列す

るような場合を違法行為とするのはおかしいと思います。したがって、私は(78) の意見に賛成します。

(80) (81) は、方向性は悪くないと思いますが、営利目的の定義を明確化、限定化することによって対処するのが筋だと思います。

(92) (93) (96) については、方向性は正しいと思いますが、系項案はスマートではないように思います。また、今日、多くの辞書・データベースソフトがCD-ROMやDVDなどで提供されていますが、通常のコンピュータはCD/DVDドライブが一つしかないため、複数の辞書・データベースソフトを同時に起動せざるには、これら的内容をパソコンのハードディスクにコピーすることが必要となります。しかし、著作権法第30条1項をパーソナルユースに限定する多数説の見解に従う限り、これを正当化する規定は現行法にはないということになります。また、企業においては、ソフトウェアを含めて購入代金をリース形式で調達する場合が少なくあります。その場合には著作権法47条の2の適用を受けられないとする見解もあり（確かに、文理解釈するとそうなります。）、実際の運用と法律が乖離してしまう危険があります。

これらの諸点を解決するためには、著作権法第47条の2を次のように改正するよいのではないかと思います。

（プログラム等の著作物の複製物の所有者による複製等）

第四十七条の二 プログラム等の著作物の複製物の正権原のある所持人は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために有益と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案（これにより創作した二次的著作物の複製を含む。）をすることができる。ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第百三十三条第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。

2 前項の複製物の正権原のある所持人が当該複製物（同項の規定により作成された複製物を含む。）のいずれかについて滅失以外の事由により占有しなくなった後には、その者は、当該著作権者の別段の意思表示がない限り、その他の複製物を保存してはならない。

(98) は、同一性保持権侵害となる著作物の改変を「著作者の名前又は署名を害する」ものに限定しようというものです。これにより、著作物の利用者の権限が国際標準に近づくとともに、実演家人格権としての同一性保持権に関する著作権法90条の3とも平仄がとれることになります。したがって、私は(93) に賛成します。

(99) は、改変された著作物が公衆に提示又は提供されない場合には同一性保持権侵害としないこととせよというものです。改変された著作物は、それが当該著作物のものとして公衆に提示又は提供されればこそ著作者の社会的評価に影響を及ぼすことが可能となるのであって、それが公衆に提示又は提供されない間は、著作者の人格的価値をいささかも損なっていないわけですから、この段階では未だ同一性保持権侵害とはしない比ではないというのは理にかなっています。

加えて、エンターテインメントビジネスでの実際の流れを考へた場合には、先に他人の著作物を改変して新たな著作物を創作した後に当該著作物の著作者に同意を得るということは通常行われているところですが、改変された著作物をいたしまだ公表していないとも同一性保持権侵害が成立するとなると、上記例では、当該著作物の著作者から同意を得られなかつた場合には、法理論上は、当該著作者が望めば、新たな著作物の創作者は、損害金を支払わされたあげく、刑事罰に処せられることななり得ます。それは、既存の著作物を元にして新たな著作物を創作していくことという文化の継承的発展を文化の発展に寄与することを実現的な目的としているはずの著作権法が、断ち切ることに繋がります。そのような事態が望ましくないことはいうまでもありません。

したがって、私は(99) の、特に252頁の意見に賛成します。

(103) は、要するに「楽譜」については著作権法上特別扱いせよというものです。

しかし、一般家庭にもピアノやギターなどの楽器が普及し、これを家庭内やあるいは友達や恋人を呼んで演奏するということが一般的に行われており、それにあわせてピアノやギターなどで容易に弾き語りができるようにシンプルにアレンジされた楽譜集が市販されております。このような楽譜集を購入した者が、とりあえず練習しようとしている楽曲に関する譜面のみをコピーして用いるというのは、非常に自然な行動です（分厚い冊子のままでは、演奏中に勝手にめくれないようにするには大変です。）。(103) は、こういう市井の音楽愛好家たちの合理的な行動を「犯罪行為」と位置づけようとするものであって、とうてい賛成することはできません。また、(103) に示された改正を行うと、学校の音楽の時間において、ある特定の楽曲を生徒たちに演奏させるためには、当該楽曲が収録されている楽譜集（著作権法上特別扱いが必要となるほどに高価なものなのであろう）を一冊丸ごと生徒たちに購入させなければならないことになります。

が、そうすると教育現場においては文科省の検定を通過した音楽の教科書に掲載されない楽曲を生徒たちに演奏させることは断念せざるを得なくなることが予想されます。そのようなことが、我が国の文化の発展に寄与しないことは明らかです。

(104)については、このような改正を行うと、鏡光地に設置されている銅像などとともに撮った写真を用いて年賀状等を作成し、友人知人等に送付する行為が犯罪とされる廣がありますが、それがよいことだとは思えません。原作品が屋外に恒常的に設置されている美術の著作物については、それが公衆の目に触れることを拒むことがそもそもできないのですから、そのような規制をする必要はないように思います。

個人用: [REDACTED]

事務所: [REDACTED]

Tel [REDACTED]

Fax [REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏
所
住
電
話
番
号
意
見

[REDACTED]
下記のとおり

既に送信済みの「著作権法改正要望事項について【4. 関連】」に追加します。

インターネット上で提供されている各種検索サービスが著作権法により阻害されないように必要な法整備を行ってほしいと思っています。

インターネット上では、汎用的な検索エンジンを始め、各種の検索サービスが提供されています。しかし、検索サービスを有効に機能させるためには、検索対象となるデータを取り込んでインデックス化しなければなりませんし、ギーウード等で検索をかけて検出した結果のうち利用者の希望に適合するものを利用者に取捨選択してもららうためには、検索対象となるデータの一部を利用者に知覚させることが必要となります。検索対象となるデータが第三者が権利を有する著作物等であった場合には、検索サービスが行っているこれらの行為は、現行著作権法のもとでは、厳密に言えば違法行為となります。もちろん、かかるべき権利者から逐一利用許諾を受けなければ違法になりますが、膨大な量のデータにつきそれぞれ著作権者を捜し出して、許諾をもらいに行くといふのは非現実的ですし、各著作権者にライセンス料を支払わなければならないとすると、ほとんどの検索サービスは運用を中断せざるを得ないでしょう。

他方、自分が著作権を有するデータが検索対象となるということは、当該データにアクセスする人が増加する可能性が生ずるということに繋がりますから、著作権者の経済的利益を増進することこそあれ、不當に損なうことではありません。従いまして、検索サービスを公衆に提供する者が、検索対象となるデータを取り込んでインデックス化し、検索対象となるデータの一部を利用者に知覚させるることは、著作権等の侵害とならないよう、著作権等の制限規定を整備して頂けたらと思います。

また、ロボット型検索エンジンなどに代表される、「自動的に検索対象となるデータを収集し、インデックス化するシステム」においては、検索対象となるデータが他人の著作権等を侵害するデータであるかを判別することができません。そのため、他人の著作物を複製又は翻案して作成したデータの自動公衆送信を結果的に帮助してしまうことも不可避的に生じてしまします。しかし、現在、Googleに代表される「自動的に検索対象となるデータを収集し、インデックス化するシステム」は、大量のデータを検索対象とする安価なデータベースとして広く活用されており、これらをフェアユース規定もしくは立中の行為保護のルールもない日本に在住する者だけが利用できないとしたら、我が国の文化の発展にとって大きな足かせとなります。

つきましては、検索サービスが結果として違法な自動公衆送信を帮助してしまったとしても、著作権侵害ないしその帮助責任を負わないで済むような法整備をして頂けたら幸いです。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

文化庁長官官房著作権課 法規係御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り
意見を提出いたします。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見: (53) 及び (89) について

- (53) 第31条により著作者等の複製権が制限される施設を拡大する
「著作権の制限に病院図書館における複製を追加すること」
(89) 医療機関における複製に対する著作権等の制限
「著作権の制限に医療機関における複製を追加すること」

現在、医学資料を扱う病院図書館に勤務している者です。
著作権施行令に基づき著作権法第31条の図書館資料の複製が
認められた病院は2機関のみと聞いていますが、医師やその他
医療従事者たちは大学の医学図書館と同種のサービスを病院
図書館に要求してきます。

日常業務において、大学図書館と同種のサービスは必然となり、
病院の使命である「患者さんの命と健康を守る」ためには、
どうしても著作権法を遵守することが困難な状態です。

複製のために許諾を得る作業をしていては、時として
患者さんの診療に間に合いません。また、日々研鑽をしている
医療従事者へ、求めに応じて学術文献を提供することは、
生涯学習に寄与し、医療の質向上に直結します。

ぜひ次回の改正においては、現状に沿った改正となるよう
著作権の権利制限に「病院図書館（医療機関）における複製」を
追加いただけるようご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

賛成項目 (51) ~ (56) 図書館に関する制限
(86) ~ (89) 医療に関する制限

なお、提出する意見は個人の見解であり
所属する組織とは無関係です。

以上

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

文化庁長官官房著作権課 法規係御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を提出致します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見: (53) および (89) について

私は癌の専門病院の中にある小さな図書室で働いています。
患者の急な容態の変化や緊急な手術の必要性などから、極めて
迅速な医学文献の提供が求められる事があります。
人命を救うということと、複製が認められていない図書館である
事との間で悩みながら仕事をしてきました。
こうした医学文献を生産する医師たちも、業績やお金のため
というよりも、少しでも多くの患者の命を救うために
公表した論文が活かされることを望んでいます。

どうか自分自身や身の回りの大切な人たちが緊急な医学情報を
必要な容態にある、それなのに病院図書館では著作権者の許諾を
得てからでなければ複製は出来ないという場面を想像して
この問題を考えていただきたいと思います。

次回の著作権法の改正の際には、著作権の制限規定に
「病院図書館（医療機関）における複製」を追加していただきたく
お願い申し上げます。

賛成項目: (41) ~ (56) 図書館に関する制限
(86) ~ (89) 医療に関する制限
(101) ~ (102) その他

なお、この意見は個人の意見であり、所属機関を代表する
見解ではありません。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4-4. 関連】

[1] 氏名: [REDACTED]
所属:

[2] 住所: [REDACTED]
電話:

[3] 意見: 障害者関連として多くの要望が提出されていますが、音声解説の付加、

字幕の挿入、
録音図書の製作と、いずれも障害がある故に通常の著作物にアクセスし得ない状態を、
代替手段によって保障しようというのであって、一概に著作権の制限として他の制限、
規定と同列に扱うのは無理があるのでないでしょうか。現行の著作権法においても、
規定と同列に扱うのは一般的な行為自体が主體になっているのに對して、
点字や字幕の規定が一般的な制限規定と同列に並べられていますが、「私的使用のため
の複製」のように、他の制限規定は利用者の行為自体が主體になっているのに對して、
障害者関連の規定では、代替手段の提供者は著作者と同じく著作物の供給者なのです。
利用者は障害のある第三者であり、障害者関連規定の主體である代替手段提供者は、
著作物を障害者に普及させるという意味で著作者の協力者であって、決して著作者と
著作物を障害者に普及させるという意味で著作者の自体が、これらの代替手段をすべて用意
相反する立場ではないのです。むしろ著作者自体が、これらの代替手段をすべて用意
するのであれば、このような障害関連の規定は必要なくなるわけです。

「(72) 視覚障害者の用に供するため、映像メディアに音声解説を付与することに対
する著作権等の制限」における音声解説についても、例えばテレビ放送の分野では、
視覚障害者基本計画等において、字幕番組、解説番組、手話番組の一層の拡充が唱げられて
いるにも関わらず、2007年までという具体的な普及目標が策定されている字幕放送に
比し、解説放送の取組が立ち遅れているのは顯著です。また映画やDVDについても、
音声解説を付加した作品が若干見受けられるようになりましたが、それも権利関係の
作品が主で、まだまだ普及しているとは到底言えません。著作者自体がこれらの代替
手段を用意しない以上、NPOやボランティアの活動を支援するために、音声解説の
明文化、そして複製や口述といった個々の制限規定の早急な拡充が望されます。

文化庁長官官房著作権課法規係御中

著作権法改正要望事項についてのパブリックコメントの募集、ありがとうございます

す。このような機会が得られたこと、とてもうれしく思います。

ただ悩むのは、リンクが張られた各要望意見の個票が完全な画像のPDFファイルであった為、視覚障害者がそのまま読むことは不可能で誰かに読み上げてもらわなければどのような意見があがっているのかを知ることができぬという状態でした。

そして、そのような物でありますから、8日に公開されて21日締め切りという厳しいスケジュールであるため、視覚障害者がこのパブリックコメントに参加する事がほとんどできないのではないかと思います。

143件という膨大な意見を整理されたことにには、敬意を表しますが、視覚障害者が意見をほとんど上げることができない状態でのパブリックコメント募集であった点はご理解いただきたいと思います。

今後の審議等についても、この点をご配慮いただきたいと思います。
よろしくお願いいたします。

① 氏名及び所属 (会社名・学校名等又は職業)

② 住所及び電話番号

TEL

③ 意見

● 「(53) 第31条により著作者等の複製権が制限される施設を拡大する。」
について

私ども点字図書館には、視覚障害に関する専門的な資料、あるいは視覚障害者自身によ
る自費出版物など、多くの視覚障害者用の資料があります。これらは私どもの業務
に活かすため、あるいは視覚障害者についての理解を深めようとする方々、あるいは
視覚障害者の養成された環境を少しでも改善しようとする方々の研究や仕事の参考にし
ていただきたいたいと思い、整理保管しております。視覚障害について1カ所にまとま
っている図書館は、そうあるものではなく、障害者の事を考える多くの方が期待をもつ
て私どものところへ訪ねておいでになります。

私どもに視覚障害についての資料をもとめておいでになった方々は、当然これらの資
料から必要な部分の複写を求められます。図書館法で定められた図書館ではないた
めに、31条の複製権の制限が受けられません。非売品など限定発行物で入手が困難
な物であったり、所在がわからぬ方の著作物が多くあります。許諾を得るのも難
しく、連絡が取れれば、手持ちの在庫はもうないから「どうぞコピーしてください
」という方が多いです。

視覚障害者の福祉の増進に寄与するための施設として設置された私どもが、同じよう
に視覚障害者のために研究や仕事をしたいという方達に情報を提供する事は、視覚障
害者への直接の情報提供と同様に大切な事であり、そのため持てる資料の提供は速
やかに行いたいものです。まして、私どもにおける資料の複写サービスにより、不
利益をこうむる権利者がどれほどおられるのか、その点を示していただきたいと思
います。権利者の方を探し出し、非売品の資料をわけて欲しいと依頼したり、複写の
許諾を得るなどのわざわざしい思いをさせてしまう事のほうが、ご迷惑をおかけして
しまうことになるのではないかと思います。

また、視覚障害者には、ロービジョン(弱視)で、大きな文字にする事により自分自身で
読むことのできる方達が大勢おられます。こうした方たちも点字図書館を利用されて
いますが、この方達に私どもが所蔵する活字資料の一部を拡大コピー、あるいは拡
大本等をして提供してあげられればと切に願うものです。

そのような事からも、身体障害者福祉法で規定された扶助視覚障害者情報提供施設(点
字図書館等)など、法令で定められた図書室等における複製に関する権利制限をぜひ
とも認めさせていただきたいものです。これまでに「司書」をおく事が義務付けられて
おり、点字図書館には厚生労働省の通達により「司書」をおく事が義務付けられてお
り、文化庁の著作権講習会への参加も認められています。

● 「(67) 視覚障害者の用に供する録音図書の作成に係る権利制限について、対象
施設、対象利害者を拡大するとともに、公衆送信を認める。」について

活字のままで読む事が困難で、学習や、文化に触れる豊かな人生を得るために読書
を必要としている人は視覚障害者だけではありません。読書は様々な人に、
録音図書を必要としている人は視覚障害者だけではありません。読書は様々な人に、
思いやりや自分以外の者の感情などを想像する力を自然につける大きな力
を持っています。ですから、読書をする機会を多くの人達に保障するよう、様々な種類
の図書館は活動しています。今まででは、録音図書と言えば視覚障害者だけが必要としていると思われていました

が、そうではない事がようやく知られるようになってきました。読み書き困難を抱えたディスレクシアのかたがたが録音図書で読むが可能になるのであれば、視覚障害者と同様、録音図書の提供を妨げる権利は誰も待ち得ないと想います。

点字図書館にはボランティアの方々により作られた多くの録音図書があります。今まで視覚障害者のために作られた録音図書をディスレクシアの方達も利用し、またさらに新しい図書が録音図書を必要としている人達に速やかに提供されるよう、著作権の制限を設定していただきたいと思います。

超高齢社会の今日、いつ活字を読む事ができなくなるかも知れないと言うのは他人事ではありません。権利者、あるいは出版者の立場におられる方達も同様です。執筆ではありません。権利者、「読む」ことを渴望される方達だと思います。権利者の皆さまが出版される方達こそ、「読む」ことを希望する方達だと思います。自身でバリアフリー出が世に出されたものを読みたいと思う人の立場にたって、版されるか、点字図書館のみならず、国民の学習する権利を保障するために設置され版されるか、録音図書を作製して求める人達に少しでも速やかに提供する事についての公共図書館か、録音図書を作り認めていただきたいものであります。

録音図書を作成するには、技術習得をはじめ、多くの人の時間と労力が必要です。こうして作られた図書は、視覚障害者のみならず必要としている方達に利用して欲しいと製作しているものは頼ります。活字でしか公表する事が出来ない著者や出版者の方々は、社会的責任において、障害者のための録音をどうか認めてください。

4. 著作権等の制限

① 氏名及び所属

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

② 住所及び電話番号

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

③ 意見

(37) 公正使用（フェアユース）の規定など一般的権利制限規定の導入

(38) デジタル時代に対応した一般的な権利制限規定の導入

【賛否】いずれにも賛成する。

【理由】日本の著作権法では権利制限規定について、いわゆる限定期制方式が採用されている。このため、著作権法第31条の運用のためのガイドラインの設定のように、根拠となる権利制限規定がある場合を除いては、当事者団体間のガイドラインにおける運用慣行の形成を行うことは不可能である。

このため、ガイドラインの根拠となる権利制限規定が存在しないような場合においては、当事者団体間のガイドラインにより決定すれば足りる様々な運用を行うことが適切と思われるケースにおいても柔軟な対応に躊躇する結果となっている。

また、法制定における想定と異なった用途が登場した場合、このような用途に一律権利行使を認める状況となり、著作物の公正な利用が損なわれることにもつながっている。

このような事態を防ぎ、新たな著作物の利用形態が登場した際には当事者団体間のガイドラインの作成等により柔軟に対応を行うことを可能とするため、現在の権利制限規定とは別個に、このような公正使用に関する一般規定を創設することが適当と思われる。

(39) 私的複製について、自己の所有する出版物等から自己の用に供するための複製（執務用を含む。）を行うことに対する著作権の制限

【賛否】賛成する。

【理由】所有権の権能を十全に担保するため、このような所有権との調整を置くことが適当であるものと考える。

(40) 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器による私的複製に対する著作権等の制限の例外を、出版物から著作物が複製される場合にも適用する。

【賛否】反対する。

【理由】現行著作権法附則第5条の2が制定されたときの状況が克服されたとは考えられない。なお、要望団体の意見書においては、社団法人日本複写権センター等の文献複写に係る著作権管理事業者の存在をもって「集中的著作権処理体制が整った」と主張されているが、国内の学術出版物に限定したとしても、その管理領域は5割に過ぎないと想われている現状では、到底このような主張は妥当とは言えない。また、当事者間協議も進展していない以上、国内的な合意形成もまったくなされていないものといわざるを得ない。

(41) 私的複製に対する著作権等の制限について「個人的に使用する場合」に限定

【賛否】反対する。

【理由】諸外国の制度においても私的複製の制限の適用範囲を「個人的」にのみ限定した例はない。

このような厳格な制限は、著作物の公正な使用を大きく損なうおそれがある。

集中的権利処理体制が未整備である以上、却って違法複製を蔓延させるおそれがある。

(50) スキャナーやスキャニング機能を備えたデジタル機器について、補償金を受ける権利を出版者に付与する。

【賛否】反対する。

【理由】諸外国の制度においてもこのような例はみられない。

スキャニングによる出版者の経済的利益の損失の実態が不明である。

仮に出版者に著作隣接権が与えられていたとすれば、このような権利を付与することで出版者が二重の利得を得ることになるが、これは妥当ではない。

複写機につき、スキャニング機能を備えたものと備えないものとで使用料に差が生じることになり、権利行使を複雑化するおそれがある。

なお、意見書に述べられている理由は、例えば「文書の複写はテキスト抽出を前提としている」など、実態と合致しない箇所が見られることを付言する。

(53) 第31条により著作者等の複製権が制限される施設を拡大する。

【賛否】賛成する。

【理由】現行著作権法制定時とは大きく異なり、学術情報の流通は、様々な施設において行われている。また、著作者、出版社等の数、出版物の流通数も大幅に増大している。一方において、著作権に係る許諾手続の円滑化は一向に進展していないものと考えられることから、学術情報の流通の円滑化と逆行した状況となっている。

このような状況において、様々な情報要求に応えるための活動をこれらの施設において行おうとするならば、新たにこれらの施設についても著作権法31条による複製と同等の条件のもとにおける複製を行うこととする必要がある。

この意見書においては、病院図書室、医学情報関連施設、点字図書館等がその対象とされているが、いずれも以上述べたような施設に該当するものと考える。

(56) 図書館等による図書館資料の公衆送信（FAX・インターネット等）に対する著作権等の制限

【賛否】賛成する。

【理由】当協会の立場については、以前黄巻議会に設けられていた「図書館等における著作物等の利用に関するワーキング・グループ」における図書館側委員からの要望と何ら変更はなく、依然としてこの事項についての改正を要望するものである。

なお、現在においても、権利者団体との協議の場において、この要望を図書館側として提出しているところである。

(57) 第31条にいう「調査研究」から、「商業用の調査研究」を除外する。

【賛否】反対する。

【理由】現行著作権法第31条第1号は、主として日本の学術研究の振興のための情報入手の円滑化のため、図書館を通じた文献入手に著作権者の許諾を不要とすることとしたものと考えられる。

現在の日本の学術研究は、ノーベル賞を受賞した島津製作所の田中氏の例を出すまでもなく、大学を始めとする教育機関や国公立の研究所にのみ担われているわけではなく、企業をはじめとする営利機関の職員・研究員や、企業設置の研究機関においてもなされているところである。また、このような研究活動に限らず、商品開発のための研究であっても、日本の学術研究の水準の向上に資するものもたくさんある。

このような中、商業目的の調査研究について著作権法第31条第1号に基づき複写物を提供することができないこととすると、このような企画による研究活動に足かせを認めることがつながりかねず、ひいては日本の学術研究の水準を落としかねないものと考える。

また、実務面からみても、図書館における複写の申込みのたび、利用者が実際にどのように提供した複写物を使用するかを厳密に確認することは大変困難であり、たとえ確認したところで、利用者が申告どおりの使用をする保障はない。したがって、このように限定したところで、実際上商業目的の調査研究に用いられないことを確保することは困難であり、法改正をする奥義に乏しいものと考える。付言すると、現行著作権法第31条の制定時においても、このような見地から、あえて「商業目的の調査研究」を除外しなかったことが、文献からも見られるところである。

なお、意見書においては、「民間の文献提供サービス業者との競合」との記載があるが、このような競合についての実態は不明確であり、また、実際には「民間の文献提供サービス業者」が競合相手である図書館を利用して複写物を入手し、また、これらの図書館を顧客としていることから、競合というよりはむしろ、共存状態にあると考えるのが自然である。

また、意見書においては、このような状態が「ベルヌ条約違反」であるとの主張がみられるが、ベルヌ条約第9条第2項の解釈について、判例（東京地判平成12年5月16日判例タイムズ1057号221ページ）では、「著作権法によって認められる私的使用のための複製であるか否かを論じるに当たっては、同法30条1項の規定に当たるか否かを問題とすれば足りるものであって、同条項の背景となるベルヌ条約の規定を持ち出して、その規定に当たるか否かを直接問題とするまでもない」と判示されていることからみても、何ら意味のある主張とは考えられない。

(58) 第31条にいう「利局者」を図書館内の利局者に限定する。

【賛否】いずれにも反対する。

【理由】現在、図書館において複写物のやり取りをする「1レジサービス」は、図書館の文献提供機能を十全に果たすためには不可欠なものとなつておらず、学術振興に大いに資することとなっている。また、諸外国においてもこのサービスは幅広く行われている。

このような面を無視し、著作権者の経済的利益の損失もごくわずかなものと思われるにもかかわらず、「1レジサービス」を著作権者の許諾に掛からしめるのは、著しく均衡に反するものと考える。

なお、この要望事項に係る意見書の中には、「加えて、図書館側においては、著作権法30条「私的使用のための複製」を根拠にセルフコピー機を選入し、利用者の自主性に任せている。以上のこととは図書館側の著作権に対する認識不足である。」という主張がなされている。しかしながら、このような著作権法第30条を根拠とするセルフコピー機の導入を行っている図書館はごくわずかであり、当協会においても適切なものとは認識していない。しかし、このような記述であると、あたかも図書館が一般的に著作権法第30条を根拠とするセルフコピー機による複写を行っているかのような誤解が生じるおそれがある。また、後者については、「図書館の著作権に対する」取り組みについての「認識不足」による主張と思われる。

したがって、当該意見書については、誤解を生みかねない表現があるものと考える。傍論ではあるが、念のため触れておく。

(60) 第31条により認められる複製は、図書館職員によるものであることを明記する。

【賛否】反対する。

【理由】現行著作権法第31条における解釈においては、「図書館が複写の法的経済的主体であれば、具体的の複写行為は誰が行ってもよい」との解釈が一般的であると見受けられる。これにより、図書館奉仕の効率化と利用者の利便向上を図ることができるようになっている。

仮に図書館職員の手において行わなければならぬものとすると、複写作業等に新たに職員を雇用せねばならないものとすると、複写作業等に新たな利用者の利便減少が行政の非効率化、利用者の利便向上を図ることができる。これにより、図書館奉仕の効率化と利用者の利便向上を図ることができることとなる。

このようなことから、このようないわゆる「図書館が複写の法的経済的主体であれば、具体的の複写行為は誰が行ってもよい」との解釈がなされても、著作権者の保護には何ら資するものではないにもかかわらず、行政の非効率化と利用者の利便減少が招かれ、却つて弊害が多いものと考えられる。

したがって、このような改正には反対する。

(61) 図書館における複製に対する補償金支払いを義務付ける。

【賛否】反対する。

【理由】意見書では、「図書館における複製は利用者による購入の代替としての要素を併せ持つ」とあるが、実際にはすでに入手が困難である資料の複製が多い。したがって、意見書の言うような「著作権者の権利と利益」の侵害や、「購入機会の一部の損失」は、通常ではほとんど存在しないものと考える。

このように、図書館における複製についての損失の実態が不明確であり、また、図書館の公共的な役割から権利制限規定が設けられていることから考へても、図書館における複製について補償金支払いを義務付ける理由には乏しいものと考える。

(64) 学校等の教育機関における複製に対する補償金

【賛否】反対する。

【理由】現行著作権法第35条ただし書において、「著作権者の利益を不当に害する」となる場合には、この権利制限規定は適用できないこととなつていて。意見書において主張されている事例においても、個別にこのただし書が適用されるかどうかを司法の場において判断すれば足りることであり、これ以外の事例を含み、一般的に学校等の教育機関において複製に対する補償金を請求するのは適当ではない。

なお、意見書においては「著作権（ママ）管理機関（RRO）を通じて著作権者に使用料が還元されているのが実態」とあるが、諸外国においてはその著作物の大部分がRROにおいて管理されているのが「実態」であり、わが国のように、多く見積もっても国内で出版物の5割しか管理せず、更にその管理著作物の一覧を公表しない著作権管理事業者のもとで文献複写を行う実態にある国とを並列に論じること自体が適当でない。

(66) 障害者・高齢者の著作物の利用に対する著作権等の制限の新設

【賛否】賛成する。

【理由】現行著作権法においては、一般的な権利制限規定（いわゆる「フェア・ユース規定）が設けられていないため、公益目的に適った著作物の利用であっても、個別の権利制限規定がない場合には、著作権者の許諾を得る必要が生じる。

このため、障害者・高齢者のうち、書籍・雑誌を手にとって閲覧することが身体的に困難な者に対し、その代替手段によりサービスを実施する必要があつても、当該行為について著作権が働く場合には、事実上そのサービスを断念することになり、結果、これらの障害者・高齢者について、図書館の果たすべき情報提供機能を十全に果たせないことになる。

図書館に限らず、障害者・高齢者の情報アクセスの観点からも、このような状況は望ましいものではなく、また、著作権者に及ぼす経済的利益の損失もほとんど考えられないことから、このような権利制限規定を設けることには賛成である。

(77) 非営利・無料・無報酬の映画の著作物の「公の上映」に対する著作権等の制限の撤廃

【賛否】反対である。

【理由】著作権法における「上映」の概念に照らすと、このような撤廃がなされた場合、自ら所有する視聴覚資料を閲覧することが自由にできなくなり、図書館の機能が十全に果たせなくなるおそれが高い。

したがって、このような行為による著作権者の経済的利益の損失に関する実証がなされていない以上、権利制限の範囲から撤廃すべきでないものと考える。

なお、現在当協会が社団法人日本映像ソフト協会と締結する「合意書」は、映画の著作物について不特定多数の公衆への同時視聴を行う、いわゆる「上映会」の実施についての取り決めであり、不特定少數の利用者に対する「映画の著作物」の閲覧及びその他の視聴覚資料の閲覧（多数利用者含む）はその対象とはされていない。

(80) 書籍・雑誌の貸与権が制限される要件の一つである「無料」の要件の明確化

(81) 書籍・雑誌の「営利・無料」及び「非営利・有料」による貸与を権利制限の対象とする。

【賛否】いずれにも賛成する。

【理由】これらの貸与については、貸与に関する経済的損失が立証されなかつたにもかかわらず、コミックレンタルに対する使用料徴収の実績という名目のもと、平成16年法改正により、一律に貸与権が附くこととされた。その結果、著作権法第38条第4項にいう「非営利」「無料」の要件を満たさない貸与が貸与権の対象となり、著作権者の許諾を得ない貸与は著作権侵害に該当することとなつた。

このことから、「非営利」「無料」の要件が問題となり、私立大学図書館の授業料徴収が「無料」の要件から外れるのではないか等という懸念が生じ、これに応える形で、「営利」「料金」をかなり狭く解したと思われる答弁書が出され、この懸念が解消されるに思えた。

ところが、平成16年9月28日最高裁第3小法廷判決は、その名義を問わずいかなる対価の徴収をも「料金」に含むという判断を行つたことから、当該答弁書の内容との整合が生じたため、再びこれらの貸与についての懸念が生じることになった。

この改正事項についての意見書においても、ほぼ同旨の主張がなされているとおり、立法意旨から外れるこれらの貸与については貸与権の対象とはならない旨、明確にする法改正がなされるべきである。

(82) 図書館における貸出しに対して相応の法的制限を設ける。

【賛否】反対する。

【理由】図書館における貸出しと著作権者の経済的利益の損失の因果関係について
は、当協会と日本出版業者協会が平成15年7月に実施し、同年10月に公表した「公立
図書館貸出実態調査」において、これを否定するデータが出されている。したがって、現段階においては図書館の貸出しに対する法的制限を設けるだけの理由に乏しい。

なお、この改正事項に関する意見書においては、図書館が果たす公共的役割を無視してこれを民間のレンタルコミック業者と同一視することにより「民衆圧迫」との主張がなされているが、当の民間のレンタルコミック業者でもない者がこのような主張をする趣旨が不明確であり、また、このような主張が当の民間のレンタルコミック業者からなされている形跡もない。読者の持つ不公平感が主張されているが、このような主張を著作権者側に立つ者以外の者が行つたということも間かない。また、「大疊の本購入と無制限貸出し」という、前述の調査においてほぼ否定された主張を「一部の図書館」という限定つきではあるが、根拠なしに主張している。以上の三点において、この意見書の主張する理由は、いずれも妥当性を欠くものと考える。

(102) 自然科学系創作活動によってうまれた著作物（学術論文）に対する著作権等の制限

【賛否】賛成する。

【理由】この要望事項に係る意見書にも述べられているとおり、学術論文は、文芸等の職業芸術家の創作する著作物とは異なる様々な特質を有している。

このような特質のうち、「広く周知、認知されることが求められる」という特質から、複製権、公衆送信権は、むしろ制限される方向にあることが望ましいといえる。

このため、学術論文については、職業芸術家の創作物よりも自由利用する環境を整える方が、学術研究の発展の観点からも望ましいものと言える。

また、図書館における複写に対する需要も、職業芸術家の創作物よりも学術論文に対するものの方が多い、その利害も学者・研究者であることが多く、この意味で一種の創造サイクルが形成されているものと考えられる。

したがって、学術論文に対してはその他の著作物と取り扱いを別個とし、様々な権利制限を設けることにより、その流通の円滑化を図るべきである。

なお、当協会は以前、これに関連する要望として、「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書資料に掲載された個々の著作物の全部複写の自由化」を出したことがある。

(103) 著作権制限規定から楽譜を除外する。

【賛否】反対する。

【理由】著作物の中から楽譜だけを取り出して権利制限の対象外とする理由に乏しいため、この要望事項に係る意見書における主張についても、他の著作物にも同様に該当する状況が述べられているだけであり、この要望事項を正当化するだけの理由とはなっていないものと考える。

実際にも、調査研究のために音楽大学附属図書館等において楽譜を複写する実態が存在し、様々な学術上の調査研究に用いられているところである。このため、著作権法第31条の複写の対象から楽譜を除外することにより、これらの調査研究活動に支障を来たすことが予想され、ひいては楽譜を調査研究することが必要な学術分野の学術水準が低下する懸念が生じるおそれがある。

以上

[REDACTED]と申します。

以下の通りコメントを提出致します。

■ 氏名
[REDACTED]

■ 所属
[REDACTED]

■ 住所
[REDACTED]

■ 電話
[REDACTED]

■ 意見

○要望の主旨

デジタル形式の著作物(プログラムの著作物)の保守目的での複製に関する権利制限の強行法規化

○法改正を必要とする理由

(38)、(92)、(93)において説明されているように、デジタルコンテンツのバックアップやリプレース、保守等を目的とした複製などは、著作権者の利益を不当に害しない限り、著作権を制限すべきと考えるが、現在プログラムの著作権者は、プログラムを利用させる際に別途契約を結ばせ、その範囲で利用や使用を行わせているケースが大半である。そのため、著作権で認められているにも関わらず、契約で認められていないといった利用(や使用)形態が多いが、この場合いすれを優先させるかの法的な扱いが曖昧なままでは改正の実効性が高いと考える。そのため、これを強行法規として明記する必要があると考える。

現在、企業のコンピュータシステムにおいては、障害に対応するため、重要なシステムは日々データベースやプログラムなど(デジタル形式の著作物)のその時点でのバックアップを行うことが常識となっており、プログラムの著作物の著作権者自身も、そうした運用を推奨している。これは外形的にはプログラムの著作物を含む著作物の複製となることは明白である。

また、システム障害発生時に原因究明のために行われる情報収集も、外形的には複製行為となることが多い。またこれらの情報が最終的に電子文書での報告書などの形にまとめられることが多いが、この際も外形的には複製が発生することが多い。

一方、プログラムの著作物の多くは、著作権者と利用者との間に結ばれた契約に従って利用や使用を制限されている場合が多いが、双方の著作権に対する理解不足から、「複製を1部に限る」といった契約が行われている場合が多く、著作権者が契約内容を逸脱する利用方法を契約者に勧めるといった矛盾が生じている。

この状態を正常化するため、今までのすべての契約を見直すといった方向性をとることは現実的でない。そもそも、デジタルコンテンツのバックアップやリプレース、保守等を目的とした複製などは、著作権者の利益を不当に害しない限り、著作権を制限すべきと考えているため、その前提にたって、強行法規とすることで矛盾を解消したい。

なお、上記のような実情があるため、企業のコンピュータシステムで用いられるプログラムやデジタルデータなどの著作物には、技術的保護手段で複製が禁止されていることは通常ない。一方複製自体は可能だが、代わりに技術的保護手段で使用が制限されているケースは増加している。将来的にも利用ではなく、使用を制限する方向に進んでいるのが現在の技術の方向性であると考える。

○改正条項及び内容

本件に関わる改正を行う際に、これらの利用行為は強行法規であり、既存の契約内容に問わらず複製が可能であることを明記する。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 「著作権法改正要望事項について【4. 著作権等の制限関連】」

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

- (1) [REDACTED]
(2) [REDACTED]
(3) 意見

「著作権法改正要望事項について【4. 著作権等の制限関連】」(37)について意見させて頂きます。

著作権法について: フェアユースの規定を設けることを求めます。

フェアユース規定は著作権法の硬直的な活用による抑圧から著作物消費者を保護し、結果情報の連鎖を促進し、文化の発展や、市場の拡大に寄与する。また、当該規定は、特にデジタル化が進む現状において、コンテンツ配信ビジネス等促進するため必要な項目と考えます。

また、本項目を規定することが、著作物消費者の著作権への意識の向上に繋がると個人的には考えております。このことは、フェアユースを適用している米国における消費者、及びコンテンツ業界の著作権意識の高さが実証しているのではないでしょうか?

以上。

氏名及び所属
住所及び電話番号

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名:
所属:
住所:
電話:
意見: (50)について

コンピュータ・システム開発を生業としている立場から意見を述べさせていただきます。

スキャナ装置に対して、出版社に対する補償金を含めるようなことは誤っていると思われるので、決してそのようにはしないでいただきたい。

企業におけるスキャナ利用の最たるもののは、自社紙資料のデジタル化であり、他の用途に使用する余裕はほとんどない、と思われる。

一方家庭における利用方法としては、ほとんどが紙焼き写真のデジタル化であり、また最終目的も「安価な大判プリント」や「年賀状等の作成」にあると思われる。

スキャナ+OCRソフトが家庭にも存在するようになってきていることは事実だろう。製品を購入すればソフトは大抵の場合添付されている。

しかし実際に活字データをスキャニング→OCR読み取り→テキストデータ抽出またはデータベース化、という作業をしてみていただければ分かるが、これに大変に時間と手間が掛かる。単にコピーを取っておきたいだけならば、コンビニで10円コピーを使った方がはるかに簡単なのである。

現実問題として、企業が業務として取り組む場合を除いて、紙媒体から電子データへの変換はコストが大きく、家庭内におけるそうした作業を出版に対する脅威と見なすのはかなり困難だと言える。また家庭におけるスキャナ購入の主な用途にも含まれないと思われる。

よって、一般的なスキャナ装置に対して、出版社に対するなんらかの補償金を上乗せするというのは、あまりに現実になれた意見であると思う。

意見 (37) (78) (79)について以下のとおり
関係団体からの著作権法改正要望中、「4. 著作権等の制限」関連の要望に関し、以下のとおり意見を申し述べます。

(37) フェア・ユース規定の創設

米国著作権法107条に準拠したフェアユース規定の導入が複数の団体から要求されています。

しかし、フェアユース規定の導入は、具体的事案に即して妥当な結論を導きうる利点がある反面、裁判をやってみなければフェアユースに該当するかどうかわからず、法的安定性に欠ける面があります。米国でも、フェアユースの法理には批判的な研究者(*1)もいるところですから、フェアユース規定の導入がどのようなメリットがあり、どのようなデメリットがあるか、慎重な検討が必要だと思います。

例えば、私の複製とフェアユースとの関係については、ベータマックス事件米国連邦最高裁判所判決があります。この判決は、5対4の僅差でフェアユースに該当する場合があると判示しましたが、すべての私的録画をフェアユースとしたわけではありません。録画しておいて後で視聴しその後消去する行為としたわけではありません。録画しておいて後で視聴しその後消去する行為を「タイムシフト」と称して、「タイムシフト」がフェアユースだとしたにすぎません(*1)。

したがって、私の複製したものを蓄積して使用する「タイムシフト」に該当しないようなケースはフェアユースにならないと考えられます。専門、米国で利便性の高いネット配信が行われていてこととフェアユースの法理が関連で利便性の高いネット配信が行われていてこととフェアユースの法理が関連性はないと思いません。

また、映画の著作物の公の上映については、米国では、対面授業活動の過程においての利用についての明文の権利制限規定がある（アメリカ合衆国著作権法110条(1)項）。ほかは、フェアユースによる制限があるだけです。映画の権利制限規定が行なわれていることとフェアユースの法理が関連性はないと思いますが、図書館等における非営利無料の映画鑑賞会などもフェアユースに該当するとは必ずしも考えられていないようです(*3)。非営利であっても教育目的ではない場合、著作物の一部分に留まらない全編の上映、潜在的市場又は価格に影響を与える上映、等はフェアユースの判断に際して否定的因素となります。

そもそも、わが国において、フェアユースに該当するような利用が、妨げられている実態があるのでしょうか。もし、そのような実態がないとするならばフェアユース規定を導入するメリットよりも、法的安定性を害するデメリットのほうが大きい、ということになります。

わが国の著作権法30条や38条1項は、35条のような「著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」という文言や36条のような「必要と認められる限度において」という文言が入っていないため、立法趣旨(*4)を越えた利用が無許諾でなされていると思われる場合もあります。

したがって、30条以下の権利制限規定が3ステップテストの要件に該当するような場合に限定することも含めて、フェアユース規定のような権利制限の一般条款を設けることも検討の価値はあると思いますが、前述したようなデメリットもありますので、慎重な審議をお願いいたします。

(*1) ローレンス・レッシング著 山形浩生・守岡撰訳「FREE CULTURE」
(翔泳社) 223頁

(*2) 黒川徳太郎訳「ベータマックス」事件に関する合衆国最高裁判所の判決」(社団法人著作権資料協会(現・著作権資料センター) 30頁

(*3) <[http://www2.tlc.ttu.edu/cochran/Cases%20&%20Readings/](http://www2.tlc.ttu.edu/cochran/Cases%20&%20Readings/Copyright-UNIT/comment-pubperform.htm) Copyright-UNIT/comment-pubperform.htm>

(*4) ダンス教室演奏権侵害訴訟名古屋地裁判決(平成15年2月7日 平成14年(ワ)第2148号)では、38条1項の趣旨を以下のように述べています。そして、この判決は上級審でも支持されました。

「公の演奏等が非営利かつ無料で行われるのであれば、通常大規模なものではなく、また頻繁に行われることもないから、著作権者に大きな不利益を与えないと考えられたためである。」

<<http://courtdomino2.courts.go.jp/kshanrei.nsf/0/9F04137A7EAFCE49256CE7002C3CE5/?OpenDocument>>

(78) 店頭でのデモ等を上映権の対象外とする要求について
著作権は、アイデアを保護するものではなく表現を保護するものです。したがって、同一の思想・感情の創作物であっても、表現が表現者のオリジナルであればそれぞれ別個の著作物として保護され、後から創作された著作物の著作者は、前の著作物の著作権侵害とはなりません。

したがって、アイデアを保護する特許法等とは異なり、特定の著作物の利用ができない場合、同一の思想・感情の伝達は可能ですから、工業所有権に比べて著作権制限の必要性は高くありません。

機器の性能をみせるための店頭デモに必要であるにもかかわらず、著作権者の許諾が得られないならば、自ら必要な著作物を創る姿があります。

「ハードとソフトは車の両輪」と言われるように、ソフトウェアはハード機器の附属物ではありません。ソフトウェアをハード機器の販売促進のための道具とするような法改正には反対です。

(79) 公益法人等の行う音楽の演奏利用の特例

この要求は音楽に関するものですが、法38条1項は音楽だけに関する規定ではなく、映画の著作物にも適用がある規定です。映画の著作物に関して言えば、38条1項は主要先進国に比べて広範な権利制限を定めている規定ですから、グローバルスタンダードに合わせて権利制限を縮小すべきであって、拡大すべきではないと考えます。

例えば、ドイツ著作権法52条3項は、映画の著作物の公の上映は常に著作権者の許諾を要する旨を定めていますし、フランス著作権法では、私的上映について著作権を制限する規定(122の5条1号)はあっても、公の上映について著作権を制限する規定はありません。ただし、地方自治体の公の祝典や普通教育団体が行う一定の上映について、「使用料の割引」を定めた132の21条2項があるのみであります。英米両国は、対面授業での利用について著作権制限規定があるのみで、あとはフェアティーリング・フェアユースによる一般的制限の問題となるだけですが、非営利であっても教育目的ではない場合、著作物の一部分に留まらない全編の上映、潜在的市場又は価格に影響を与える上映、等はフェアユースの判断において否定的な要素となります。

確かに国民の知る権利の実質を確保する必要は、文化の発展という著作権法の目的からも重要です。そして、国民の知る権利を保障する第一義的責任を負っているのは、公共図書館等の公的機関です。しかし、映画の著作物の著作権者も從来より国民の知る権利の保障に努力をしてきました。

廉価で利用可能なようにレンタル店向けに家庭内視聴用ビデオソフトの提供が行われていますし、学園祭等での利用のための16ミリフィルム等の貸与も行われています。また、公の上映用にビデオを貸与するシステムも構築されています。

また、無料で利用できる途としては、貸与に関する補償金支払済みのビデオソフトが公共図書館に供給されており、このソフトは公共図書館内の個人視聴ブースで視聴することも、貸出を受けて自宅で視聴することができます。また、国又は地方公共団体が設置する視聴覚ライブラリーには、非営利無料の上映会のために貸出すことができるビデオソフトが供給されていますから、そこからビデオソフトを借り受けで非営利無料のビデオ鑑賞会を行うこともあります。

このように、ビデオソフトについては、権利制限規定の有無に係わらず、国民の知る権利に支障が生じることのない環境が構築されていますから、映画の著作物にも及ぶ方法で法38条1項の権利制限を強化することには反対です。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

件名: 「著作権法改正要望事項について【4. 著作権等の制限関連】」

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

- (1) [REDACTED]
(2) [REDACTED]
(3) 意見

「著作権法改正要望事項について【4. 著作権等の制限関連】」(41)(46)について意見させて頂きます。

音楽ソフトの私的複製の規制を強めることを、日本レコード協会(以下RIAJ)は要求しておりますが、この規制強化要求に断固として、反対します。

iPod等、ハードディスクによる携帯音楽プレイヤー(以下HDDプレイヤ)が消費者の支持を受け、その普及の速度を速めている状況において、コピーガードをかけたCD規格外盤(以下CCCD)を発売していたレコード会社二社は新規ソフトのCCCD発売からの撤退を既に表明しております。HDDプレイヤーは個人による音楽ソフトの私的複製を前提に活用されるものであり、規制が強まればHDDプレイヤー利用者である消費者に大きな損失を与える結果となります。

音楽業界は、法による規制の強化に腐心し利益を確保しようとするのではなく、HDDプレイヤの普及、を含む、消費者層のニーズを真に組み入れた新たな音楽配信サービスの開発等により、利益を回収する仕組みを自発的に考え、実践に移すべきです。

事実、米国では音楽配信ビジネスは大きな成功を収めているものであり、それは音楽業界とコンテンツ配信業界の消費者ニーズの組み入れの努力の結果だったことは指摘するまでもないことでしょう。逆に法による音楽ソフト私的複製規制は、HDDプレイヤ等ハード市場は勿論、消費者の音楽離れによる音楽ソフト市場の非活性化を招きかねません。私的複製については著作権に対する消費者の法に対するモラルも重要な要素ですが、音楽業界のモラルも重要な要素だと思います。

以上。

E-mail [REDACTED]

TEL [REDACTED]

FAX [REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見: (4 6)について

コンピュータ・システム開発を生業としている立場から意見を述べたい。

無差別にコンピュータCD-RWドライブやメディアに対して私的録音保証金を上乗せすることに強く反対する。

情報処理産業においては、CD-RおよびCD-RWメディアというのは、事務処理におけるメモ帳・ノートとほぼ同等な位置づけにある、手軽なメディアとなっている。日常データのバックアップに始まり、一時的なデータの持ち出し・移動のために使用するなど、現在の低価格であればこそその利便性を享受出来ているのである。

よって、他の目的にも使用できるからといって、一律に補償金等を上乗せされるのは大変に困る。また仮に補償金を上乗せせるとしても、複製される音楽の著作権者に正しく分配されるとは思えない。正当な著作権者に渡る保証のない対価を上乗せすること自体が間違っているように思える。

また正直に言うと、個人が購入した音楽CD等を、「子供の操作用に」「車載用に」といった目的で複製したとして、レコード会社がなぜ利益を損なわれるのかが今ひとつ理解できない。

それぞれの使用目的用に複数枚購入して欲しい、という希望はあるのだろうが、その場合販売されているCDは「消耗品である」ことを販売者自らがアピールしていることになる。

他の場面では、「半永久的」なメディアであると呼びながらも、実際には痛みやすく、寿命にも限りがある消耗品であることを認識しているとするならば、CDやDVD等のメディアを巡る議論は、そうした前提に基づいてやり直す必要があるだろう。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (104)の意見に反対します。

(104)については、このような改正を行うと、観光地に設置されている銅像などとともに撮った写真を用いて年賀状等を作成し、友人知人等に送付する行為が犯罪とされる可能性があります。
そもそも公開されている美術の著作物については、それが公衆の目に触れることを拒むことができないので、それが規制をする必要はないように思います。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 開連】

名前:
所属:
住所:
電話:

意見:
「教育期間における異時での公衆送信(62)に関して」

(62)の中で述べられているように、大学設置基準により大学では授業の大部 分を、ネットワークなどを通じた遠隔授業で実施することが認められているが、現行の著作権法の制約により、オーディオ型(サーバーに記録された教材を時間を決めず必要なときに視聴する形態)の授業教材を配信するためには利用するのが困難な状態である。

このため、異時における公衆送信を認めていただければ、大変ありがたい。

ただ、(62)の意見では触れられていないが、遠隔教育に対する需要は、学生の復習等ためというよりは、社会人入学学生など昼間は授業を同時に受けることの出来ない者から非常に強いのが実際である。この需要に答えるためには、「同時」という表現では大きな制約が残ったままになる。

要望としては、(62)の意見から更に踏み込み、

1. 授業を履修登録している者が
2. アクセスが制御されているサーバーを経由して授業を視聴する
この両方を満たす場合の様に、視聴を履修学生に

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 開連】

氏名:
所属:

(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)

住所:
電話番号:

意見:
(103)の意見に反対します。

(103)は、要するに「楽譜」については著作権法上特別扱いせよというものです。

しかし、一般家庭にもキーボードやギターなどの楽器が普及し、これを家庭内やあるいは友達や恋人を呼んで演奏するということが一般的に行われており、それにあわせて容易に弾き語りができるようにシンプルにアレンジされた楽譜集が市販されております。

このような楽譜集を購入した者が、とりあえず練習しようとしている楽曲に関する譜面のみをコピーして用いるというのは、非常に自然な行動です。

(分厚い冊子のままでは、演奏中に勝手にめくれないようになります。)
(103)は、こういう市井の音楽愛好家たちの合理的な行動を「犯罪行為」と位置づけようとするものであって、とうてい賛成することはできません。

また、学校の音楽の時間において、ある特定の楽曲を生徒たちに演奏させるためには、当該楽曲が収録されている楽譜集を一冊丸ごと生徒たちに購入させなければならないことになります。

これでは教育現場においては文部省の検定を通った音楽の教科書に掲載されていない楽曲を生徒たちに演奏させることは断念せざるを得なくなることが容易に推測出来ます。

これの何処が「文化の発展に寄与」するのでしょうか。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 開連】

文化庁長官官房著作権課法規係御中

氏名: [REDACTED]
所属: (職業) [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見: (37) に賛成します。昨今、大手レコード会社が相次いでコピークトロールCDからの撤退を表明したことに象徴されるように、今後は一方的に権利を強化して利用者の選択肢を奪う錠送船回方式をやめ、性善説の観点からフェアユース規定を明文化することが必要だと考えます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 開連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、不意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:
(98) の意見に賛成します。
(99) の意見に賛成します。
(98) 及び(99)は同一性保持権に関するもので、
(98)は、同一性保持権侵害となる著作物の改変を「著作者の名誉又は声望を害する」ものに限定しようというものです。
これにより、著作物の利用者の権限が国際標準に近づくとともに、実演家人格権としての同一性保持権に関する著作権法第90条の3とのつじつまが合わない点を解消出来ると思われます。
(99)は、改変された著作物が公衆に提示又は提供されない場合には同一性保持権侵害としないこととせよといふものです。
改変された著作物は、それが当該著作者のものとして公衆に提示又は提供されればこそ著作者の社会的評価に影響を及ぼすことが可能となるのであって、それが公衆に提示又は提供されない間は、著作者の人格的価値をいささかも損なっていないわけですから、この段階では未だ同一性保持権侵害とはしないといふのは理にかなっています。
加えて、エンターテインメントビジネスでの実際の流れを考えた場合には、先に他人の著作物を改変して新たな著作物を創作した後に当該著作物の著作者に同意を得るということは通常行われているところですが、改変された著作物をいまだ公表していないとも同一性保持権侵害が成立するとなると、当該著作物の著作者から同意を得られなかつた場合には、法理論上は、当該著作者が望めば、新たな著作物の創作者は、損害金を支払わされたあげく、刑事罰に処せられることとなり得ます。
(例えは、本のスクラップのようなものでもアウトということになります)
それは、既存の著作物を元にして新たな著作物を創作していくという文化の継承的発展を、文化の発展に寄与することを究極的な目的としているはずの著作権法が、断ち切ることに繋がります。
そのような事態が望ましくないことはいうまでもありません。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

・意見: (37) に関連
米国著作権法107条に準拠した公正使用(フェアユース)規定の採用を強く望みます。

著作権法第30条から49条に個別に規定されている権利制限規定は、制定された当初の文化創作と受容の形態を念頭に置いて規定されたものである。一方、デジタルネットワーク時代を迎えた現在、当時と激変した文化創作と受容の状況の元では、本制限規定のような具体的・個別的な規定は、逆に著作物の円滑な流通を阻む権利者の利益を損ね、また文化受容者の違法意図を阻害する要因となってしまっている。
多くの団体が主張を表明しているように、文化の発展に資するという著作権法の目的を達するために、変動する情報環境において柔軟に著作物使用の法的地位を判断することが可能となる、公正使用(フェアユース)規定の導入を強く望みたい。

・意見: (98) (99) に関連
現行法上では、著作者人格権者の主観的要件に委ねられている同一性保持権の保護を、予見可能性の観点から、ペルヌ条約に適合した客観的要件へと改めることを強く望みます。

現行法上、著作者人格権者の「意に反する」改変を禁ずると規定された同一性保持権は、その権利者の精神的利益の保護範囲の広さに比して、著作物使用における制約が余りにも大きい。
本規定は、思想史的には文化的生産物とその人格的利益とが密接に結びつくものとして考えられていた近代藝術思想の影響下に成立したものであって、産業的な文化生産でかむしろ著作権法の中心的な対象となっている現在、文化生産と消費の実態と著しく乖離したものとなっている。美術や版画など、いわゆる「自家的autographic」著作においては、文化財保護の観点からこの規定は一定の意味を持つが、「他官著作物においては、文化財保護の観点からこの規定は一定の意味がない。」
的(allographic)な性質を持つ複製著作物(オリジナルとコピーの区別に意味がない)の: 小説や音楽などにおいて、同一性保持権の広範な保護は、文化発展を阻害するものであるとともに、著作物使用者の違法意識を低下させる要因ともなっている。このことは法における著作物の定義「思想または感情を表現したもの」が、こんにちの文化生産と消費において一元的に維持されることが困難になっていることを示す。将来的には、著作物概念の区分によって制度を抜本的に再構成することが望まれる。い「著作者の名聲声望を害する改変を禁じる」という形に規定しなおすことによって、混亂回避には一定の効果があるものと信じる。

・意見: (103) に関連
音楽学の専門研究者の立場から、(103) の主張に反対し、楽譜の複写を一律に禁じる法改正に反対します。

音楽学の専門研究において、多数の楽譜や資料の調査は欠かせない作業となっている。この作業のためには、まさに(103)の主張にあるように、楽譜出版の多品種、少部数高単価といった特性の故に、図書館などで複写作業が必要不可欠となってしまう。また、楽譜の引用や教育目的の複製は、音楽の教育研究にとって死活的な重要性を持つ。
一方、(103)の主張は、現行の楽譜産業の企業努力により多品種の楽譜を低単価で提供することを怠ってきた結果、現在のように音楽使用者が、コピー楽譜によって音楽の調査研究が著しく制約される樂譜複写原則禁止の条項を法に組み入れることは、もつて音楽の教育研究を衰退させ、ひいては楽譜産業もその恩恵に大いにあずかっている。樂譜の複写作業能力の減退にも繋がる。自らの足下を掘り崩す主張と思われる。また、そのような規定は、音楽大学で教育に従事した経験からして、音楽著作物に関する学生たちの違法意識を著しく阻害させる結果にしか至らないものと判断する。
日本楽譜出版協会は、(社)日本複写センターと同種の機能を(社)日本音楽著作権協会に委託する旨主張しているが、上記のような状況を鑑みると、まずはそのような樂譜複写に関する権利処理制度の環境整備を行い、楽譜出版者の音楽文化への貢献に対する樂譜使用者における了解の醸成を行った上で、法改正を要望するのが順序であり、その主張の目的にも叶うものではないかと思われる。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

(37) について。
フェアユース規定の存在なくして著作権制度が「公正な」制度であると評価されることはあり得ない。フェアユース規定の導入は必須である。

(38) について。
賛成する。文化の発展に寄与しているはずの情報産業が、新聞社など旧種型の産業から妨害を受けている現状がある。

この(38)に挙がっていない具体的な例として、ストリーミング形式によるデジタルコンテンツの送信は、従来型の著作物でいえば、38条における非営利目的の上映と同等にとらえるのが筋であり、38条と同様、著作権が制限される利用行為となるよう、規定を追加しなければならない。

(39)
賛成する。本来ならフェアユース規定を設けることによって解決できる問題が多く含まれているが、確認規定として自己の所有する他人の著作物の複製物に対する権利制限規定を追加する意義は大きいと言えよう。

(40)
全く根拠の存在しない主張であり(たとえば「ペルヌ条約上許容される限度を超えてい」と考えられるなど)、採用してはならない。

(法30条について)
現行法では30条は「私的使用のための複製」となっているが、実際には私的使用のみを許容するだけでは足らず、エンタープライズ・スコープで利用行為を認めなければならないシチュエーションが多く存在する。たとえば英文記者を社長のために秘書が翻訳する行為は「私的使用」とは評価しないという解釈も存在しうる。

そもそも30条の背景には、著作物の利用あるいは文化の発展のために複製が当然必要とされるものの、公衆への無制限な複製だけは抑止しなければならない、という前提がある。ここで、著作権法には「公衆」という概念が存在するのであるから、これを30条において直截に使用すべきである。すなわち、現行法において「家庭内またはそれに準ずる範囲で」と規定されている部分を「公衆の用に供しない範囲で」と修正する必要がある。

なお、この修正の意図と矛盾する(40)(41)(42)(47)(4.8)は、いずれも採用してはならない。

(法30条にいう技術的保証手段について)
法30条では、技術的保証手段を有する著作物に対する私的複製の制限が縮小されているが、これは明らかに理論的根拠を有しない。技術的保証手段を有していることが要保護性を高くしているといいのはおかしな議論である。たとえばオープンソース・ソフトウェアは技術的保証手段を決して有することが無いため、むしろ公益性が高いことを考へれば要保護性が大きい。しかし現行法はそれどころか、むしろ逆に技術的保証手段という「自力救済」を行っている著作物の権益を拡大するという逆方向の規定をしている。最低限、30条2号は廃止しなければならない。

これに真っ向から対立する(44)は著しく妥当性を欠き、採用してはならない。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

- 1) 氏名及び所属: [REDACTED]
- 2) 住所及び電話番号: [REDACTED]
- 3) 意見:
(46) (47) (50) の私的録音録画補償金に関する要望項目に関して、意見を提出致します。

私は関連団体が要望として提出している「私的録音録画補償金制度の見直し」について反対します。

学会や研究会などで発表を行う際、データ用CD-R/RWに発表資料をコピーし、会場で用意されるパソコンにそのデータを移す事が一般的となっています。これによってハード接続の手間を省き、発表が効率化されています。また、研究内容のバックアップとしても、データ用CD-R/RWが良く利用されています。

更に、研究資料として大きな価値がある統計、各種論文を図書館などから持ち出す事は禁止されている場合が多く、複写せざるを得ない場合があります。

以上の理由から、私的録音・録画目的で使用しない場合に対しても「補償金の課金を求める」関連団体の要望(46) (47)は、傲慢も甚だしいと感じ、これらの要望に反対します。

また、デジタル複写補償金を認める要望(50)も、利用者への負担が増すことから賛同は致しかねます。

以上、著作権法改正要望事項について意見を提出致します。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4.著作権等の制限関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下のとおり意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

意見: (41) (46) について

私的録音・録画の拡大によって著作権者に不利益が発生する。
とあります。が私的な複製が可能という事は本人がオリジナルのメディアを購入している、という事で権利者が不利益を被っているとは考えがたく、機器・記録媒体を補償金の対象にする事に疑問を感じます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 開連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見:

(92) (93) 及び (96) の意見に賛成しますが、以下のような条項案を提示します。

今日、多くの辞書・データベースソフトがCD-ROMやDVDなどで提供されていますが、通常のコンピュータはCD/DVDドライブが一つしかないため、複数の辞書・データベースソフトを同時に起動させることは、これらの内容をパソコンのハードディスクにコピーすることが必要となります。

これは、著作権法第30条1項をパーソナルユースに限定する多数説の見解に従う限り、

これを正当化する規定は現行法にはないということになります。

また、企業においては、ソフトウェアを含めて購入代金をリース形式で調達する場合が少なからずあります。その場合には著作権法47条の2の適用を受けられないとする見解もあり、実際の運用と法律が乖離してしまう危険があります。これらの諸点を解決するためには、著作権法第47条の2を次のように改正するとよいのではないかと思います。

(プログラム等の著作物の複製物の所有者による複製等)

第四十七条の二

1 プログラム等の著作物の複製物の正権原のある所持人は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するためには、有益と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案（これにより創作した二次的著作物の複製を含む。）をすることができる。ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第百十三条第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。

2 前項の複製物の正権原のある所持人が当該複製物（同項の規定により作成された複製物を含む。）のいずれかについて滅失以外の事由により占有しなくなった後には、その者は、当該著作権者の別段の意思表示がない限り、その他の複製物を保存してはならない。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見:

(80) 及び (81) の意見に賛成します。

2004年6月3日に成立した「著作権法の一部を改正する法律」により、次の盲点が浮かび上がっています。

・貸与権は単なる報酬請求権ではなく貸与そのものの禁止権を含む強大な権利であること。
・そして、附則第4条の2を廃止することによって拡大される貸与権の対象はコミックスや小説に限らないこと。

これによって、図書館法第28条に基づき利用者から入館料や貸出料を徴収している私立図書館の業務に支障をきたす恐れが出て来ています。

著作権法第38条は

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観客から料金（いづれの名義をもつてゐるかを問わず）著作物の提供又は提示につき受け取る対価をいう。以下この条において同じ。) を受けない場合には、

公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。
ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

(中略)
4 公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。

と定められており、図書館法第28条に基づき利用者から入館料や貸出料を徴収している私立図書館は、「営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合」に該当しないからです。

この疑問点に対して、2004年5月25日の政府答弁書は

図書館法（昭和二十五年法律第百八十八号）第二条第二項に規定する私立図書館又は図書館法第二十九条第一項に規定する図書館と同種の施設が、これらの施設の利用者から、図書館法第二十八条に規定する入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収している場合において、当該対価が、書籍又は雑誌の貸与に対する対価という性格を有するものではなく、これらの施設の一般的な運営費や維持費に充てるための利用料であると認められる場合には、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号。以下「法」という。）第三十八条第四項に規定する「料金」に該当しないものと解される。

と答弁しています。が、

2004年9月28日の最高裁判所・第三小法廷による上告棄却決定により確定した2003年2月7日の名古屋地裁判決により、「外形的な金銭の授受が存在すればそれは営利目的であるかどうかに関係無く著作権法第38条は適用されない」と言う最高裁判判断がされ、例えこの判決が38条1項についての判断であると言つても4項の「料金」が1項の「料金」とは異なる、と言う政府による解釈の根拠が明らかにされていない以上、私立図書館はおろか学校教育法第6条に基づき生徒から授業料を徴収している私立学校法人ないし構造改革特区制度に基づく株式会社立学校の付属図書館は生徒に図書を貸し出す行為が、どれだけ教育の為に不可欠な行為であっても違法と判断される危険性が非常に高くなってしまっています。

(80) 及び (81) のようにするか、もしくは「営利目的」の定義を明確化、限定化する必要があると考えます。

私立や学校の図書館をつぶすことが、文化的行為かどうかをよく検討して頂けるよう望みます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 開港】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、不意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:
(77) の意見に反対します。

(77) は、要するに図書館等で映画等が無償で上映されるのはけしからんから禁止しろというものです。

しかし、著作権法の究極の目的は「文化の発展に寄与すること」であって、著作者等の権利の保護を図ることはそのための手段にすぎません。そして、一部の富裕層だけが著作物を享受でき、そうでない階層に生まれた者は著作物を享受できないというのでは、新・貴族文化の発展に寄与することはできません。全国民を巻き込んだ文化の発展には寄与できません。著作権法は、著作権法による保護の成果として多様な著作物が輩出した恩恵をあまねく国民が受けられるように、おいて非営利かつ無償で著作物を公衆に提示することくらいは図書館等に大目に見よとすべての著作物の著作権者に求めているのであり、「映画の著作物」の著作者だけが「金を払えない貧乏人の目には自分たちの作品を触れさせたくない」と文句をたれるのは大人げないとしか言いようがありません。

このような文化の担い手としての社会的責任に無自覚な映画産業のエゴで法が改正されるのは日本の文化的発展に寄与するとは思えません。

要望事項4について、全体的に言えることですが、文化を守り継承する役目を持つ図書館が業界の金儲け主義により、あまりにもないがしろにされているように思えます。

自分のビジネスのため、自分が持つわざかなコンテンツを除き、50年先、100年先、200年先にまで文化を継承する気がない業界団体と、知識と思想、技術、その他およそ文化と呼べるものを持続するために存在する図書館と、どちらが眞に日本の「文化の発展に寄与すること」ができるのか、「文化」庁はその名に恥じぬ判断をしていただけるよう、強く要望します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見:

(37) フェアユース規定の作成には賛同

(38) 賛同

(39) 賛同 介護の手引き客の海賊版の不祥事のような悪質なものは規制すべきだがそうではないならもっと自由に使えるべきかと

(40) 行き過ぎた権利行使にならぬよう注意が必要

(41) (47) (48) 要検討 単純に保証金を要求するのはそのような目的に使用していない使用者にも保証金を負担させる結果となるため安易な適用は差し控えるべきである

(42) 改正乗降案の文面どおりに適用されるのなら容認するが・・・

(43) このままなら反対 P2Pが悪いのではなく、許可なく公衆に流布させるのがいけないのであってこの文面は必要以上に利用者の権利を侵害しかねない

(44) 利用者の実情に即した形で決着して欲しい
メディアには製品寿命のみならず商品寿命も存在し
これを新しいメディアに載せ換える
(ビデオをDVDにダビングしなおすようなもの) 行為まで
規制しかねない内容はどうか
私的なものはもちろんだが
すでに購入したセルビデオ、LD、カセット、CDなどが
仮にDVD以降で再度発売されたとして
そこに付加価値があればともかく
利用者は必ずしもその新しいものを買うわけではない
それらを最新式の記録メディアに移し変えて省スペースを図りたい場合
コピー機器は非常に邪魔になる
それを回避する手段まで規制されては困る

(45) 要望申請者のコスト強制の懸念はもっともありこの点を考慮してもらいたい

(46) (47) 要検討 先にも述べたが単純に保証金を要求するのはそのような目的に使用していない使用者にも保証金を負担させる結果となるため安易な適用は差し控えるべきである
HDD内蔵音楽プレイヤーなど目的が決まっているような機器ならともかく汎用機器である部門からは差し控えるべきで
むしろそれはどうしても課金したいのであればそれを可能とするソフトウェアに課金すべきかと思われる

(49) 賛同

(50) 趣旨には賛同するも、どうしても課金するなら機器ではなくOCRソフトウェアのほうに課金するべきと考える

(67) (71) 製作者の意図を改變する目的でのれば対障害者のみならず広く認めてよいのではないか
また、健常者にとって映像を楽しむために邪魔になるのであれば必要に応じてこれを消去できるようにしてよいだろう

(75) 声害者はもちろんだが結果的に健常者にとっても便利になるので賛同

(76) むしろ自分は差別をするべきではないと考える
ただし現在のいいかげんかつとんでもなく高額で
さらにやざまがいの徴収をするJASRACの実情を把握した上で
組織の透明化をすすめ、かつ著作権料を引き下げることで配慮するように求めたい
ないことの証明は悪魔の証明と呼ばれるもので
JASRACは（本来は通らない）これを盾に裁判をおこし
しかも（なぜか）勝ち、判例を作り音楽畠を擡取している
そんなことだから
邪魔の
巣窟
烙印オブ
狗などと揶揄されるのである

(77) 適用範囲を熟慮されたし

(78) 適用範囲を熟慮されたし

(79) JASRACの暴走を諒める意味で検討していただきたい

(80) 賛同する
またJASRACか
いいかげんこの組織を作り直してもらいたいものだ

(81) 明文化して区分をはっきりさせることには賛成

(82) 実情に即した内容になることを期待する

(91) 全面的に賛同 ネットに接続して複数の端末から
同時にアクセスできるというのでなければ
メモリ内に展開されたデータは複製物と認めるのは実情に即していない

(92) 全面的に賛同
ROMメディアの孔の周りにヒビが入ったり傷が付いたりすることは
通常使用においても起こり得ることであり
今は大丈夫でも失われることを意識させるには充分であるため
これを回避するためにバックアップの意味でコピーを作成することは
認められるべきと考える

(93) 賛同 規制されるべきは公衆に流布させる目的の複製のみであり
個人で購入した使用権を制限される謂れないと考える

(96) 賛同 手放す際にそのバックアップとともに譲渡
あるいは破棄することを明記したうえで認めるべき

(97) 賛同 バックアップはオリジナルの存在が前提条件として必要である

(98) (99) 要検討 製作者に楽しみ方まで制限される謂れはないかと
しかし改変したものがあたかも仕様であるように見せかけ
それを売りとして「元のもの」を売り出す行為は真っ黒だからダメ
しかし個人使用ならそれを制限するべきではない

(103) JASRACがその文言を額面どおりに実行するなら容認

(104) 状況によるが要検討

(105) 排他的な運用がなされないよう注意が必要

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]
意見: (41)及び(46)について

基本的に著作権を守ることについては同意なのですが、
(46)に関して

問題点はパソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ、データ用CD-R/RW等の汎用機器、記録媒体を私的録音補償金徴収の対象とすることです。

たしかにそれら媒体を用いて録音をすることは可能ですが、だからといって必ずしも録音に使用するとは限りません。現に私の友人は、自分で撮影したデジタルカメラの画像データの保存用として使用しています。

あるいはパソコンのアプリケーションの記録媒体や、データのバックアップなどに用いることも多用にしてあります。

そういう現状を踏まえた上での要望なのでしょうか。さらにこの要望を読み進めていきますと、パソコン自体が、あるいはハードディスク自体が補償金対象の中に入り込んでいます。

CD-R/RWでもそうなのですが、実際の用途は音楽の録音のみにあらず、人・職種によって大きく使用目的が異なるものに対して、一律、録音補償金を請求するのは大きな間違いでしかありません。

パソコンの使用者は、あるいはCD-R/RWの使用者はみな著作権侵害者だとともいいないのでしょうか。私は(46)に反対します。

また(41)に関して、私的複製の目的を「個人的に使用すること」に限定するのは正しいことだと思います。

1.自由なエンコード方式で音源・映像を圧縮し、また再生させることができます。

2.不慮の事故でのデータ損失を防ぐためにバックアップをとる

3.何度でも複製できる

1.は正確には複製とは呼ばないような気もするのですが、一応劣化コピーの一種として捉えることもできます。

1.は認められて当然の権利です。例えばMP3にコピーするようなものです。

これにより大量のデータを一度に持ち運べ、個人の好きな場所で好きなだけ個人が鑑賞することが可能になります。

2.は言わずもがなでしょう。

3.は、そもそも回数制限があること自体がおかしいと思います。

制限をつけるとしても1000回など、個人で複製するには明らかに不必要と思われる回数にするべきです。

これらの行為のすべては個人の使用において認められるべき、最低限のことだと思います。

巷ではCCCDなるものが発売されており、上記3点が規定されています。

これでは気軽に音楽を楽しむこともできない。レーベルゲートCDなど、認証サーバがサービスを停止してしまった場合、二度と再生することができません。

あまつさえ再生機器側で、再生保証すらされていません。

これではコピー防止どころか、逆に音楽文化の衰退にしかつながりません。

私的複製の目的を「個人的に使用すること」に限定する場合、CCCDのようなものは逆に認めないようにすることが重要です。

上述のような条件付で私は(41)に賛成します。

/ /

private:
std:: [REDACTED]
std:: [REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見: (46) (47) に関連

・汎用の機器、記録媒体への課金は、第1章に定める「文化的所産の公正な利用」を妨げるものである。

・著作物の記録以外の目的で使用される機器、媒体に対しても課金が行われるのは、逆に権利者への経済的な補償が大きくなりすぎ、また使用状態の証明が著しく困難である、という形でバランスを損ないかねない。

・本来は個別の著作物に対して権利の管理を行うべきであり、技術的にそれが可能になりつつある現状に反して包括的な課金を行うのは、著作管理者がその義務を放棄するとの同等である。

・第三者による機器、媒体の決定は、これが恣意的に運用される疑念を払いきれない。

以上の理由により、私的録音補償金制度の改定には反対致します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4関連】

1) 氏名及び所属（会社名・学校名等又は職業）
[REDACTED]

2) 住所及び電話番号
[REDACTED]
Tel&Fax [REDACTED]

3) 意見

ライブハウス等、生演奏での音楽著作物利用の店に対して「音楽文化を守る」という観点からある程度権利制限が加えられるべきだと思います。

著作権法には、著作物の定義として「思想又は感情を創作的に表現したもの」とあります。そもそも「演奏」という行為は「感情を創作的に表現」する事ではないでしょうか。

“演奏”という行為は「感情を創作的に表現」する事である。
つまり演奏行為は、“著作行為”としての性格を持つものであり、
単に録音物を再生するだけの「音楽利用」とは違うという認識が必要なはずだ。
演奏という行為は“著作行為”としても尊重され、
生演奏の店は“著作行為の現場”として尊重されるべきである。
ライブハウスはこのように“著作行為の現場”として音楽文化への貢献度は高く、
こういう場から常に新たな音楽が生まれている。
著作権法の上でもこれを正しく評価するべきである。
「音楽文化を守る」ためには、これは必要な認識であるはずだ。

現状ではライブハウスに対して、不適切な料金設定／遅回分請求が行われています。
それにより、本来音楽文化への貢献度が高いはずのライブハウスの存続を危うくする事態が発生しています。これは「音楽文化を守る」ことに反しています。

音楽著作物の作者も、利用者も、ともに音楽文化に携わっているわけで、この現状は双方の利益を害することになります。

以上から考えて、ライブハウス等、生演奏での音楽著作物利用の店に対しては「音楽文化を守る」という観点から、著作権法上も、ある程度権利制限が加えられるべきだと思います。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【④関連】

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

以下の通り、著作権法改正事項についての意見を申し述べます。
よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

氏名: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話: [REDACTED]

意見: [REDACTED]

④著作権等の制限

著作権法で規定されている著作権の制限規定は、著作権者の権利を制限することによって失われる著作権者の利益が、著作物の公正利用に照らし甘受すべき範囲に限られるべきものと考える。

また、ベルヌ条約第9条の2では、特別の場合に著作物の複製を認めることができるのは、「当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。」と規定されている。

これらの原則に基づいて、著作権法では、「著作権者等の利益を不当に害する」ととなる場合はこの限りでないとの趣旨の但書をいくつかの条文では明示している。ただし、この趣旨は本来すべての制限規定の条項に当てはまるべきである。例えば、私的利用を定めた第30条では同様の但書を置いていないが、これは家庭内およびこれに準ずる範囲での複製では、本来「著作権者等の利益を不当に害する」ほどの大量の複製行為が行われる可能性が極めて低いからに過ぎない。

ところが、今回の意見募集では、著作物の利用の円滑化ということを強調するあまり、制限規定の範囲を著しく拡大したいとの要望が数多く寄せられている。たとえば、医学医療、学術研究、教育、行政といった公共の利益に適う事業に利用することを目的とする場合は著作者の権利を制限すべきであるという考え方があるが、公共の目的であれば常に私権を侵害して良いという考え方には基本的に間違いでいる。公共の事業であっても、それにはコストがかかり、そのコストは受益者が負担すべきである。著作物も公共の事業遂行に必要な資材であり、その利用にはコストがかかることを忘れてはならない。

また、特許法あるいは薬事法といった法律の運用のなかで義務づけられていることに利用することを目的とする場合は著作者の権利を制限すべきであるという考え方があるが、こういった法律に基づく行政は民間の事業者が行う商行為を保護し、あるいはその商品が適切に使用され、それによって国民が不利益を被らないよう適切にその事業者を国が指導監督することを目的とするものである。つまりこのような行政は最終的には関連する事業者の利益に資するものであり、そのためにはその事業者が無許諾で著作物を利用することは明らかに権利者の利益の侵害である。

これらは、上記ベルヌ条約の規定にも抵触することは明らかであり、著作権法が「著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする」としている本旨に反するものである。

もとより、著作権法が制定されてから30年以上が経過しており、この間の著作物の利用手段の発展と普及はめざましいものがある。30年前には予想もつかなかったメディアや技術によって著作物の利用が行われるようになっており、法律もこうした環境の変化に対応していくなければならないことは十分理解するが、一方で著作物の不正な利用がたやすく行える環境になってしまっていることも認識すべきである。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】
cc:

これまで、文化審議会著作権分科会等の場で行われてきた制限規定改正のための審議や当事者間の協議の場では、合理的な理由を持った制限規定拡大の要望に対しては、権利者と zwar ある程度の権利制限とそれにともなう利益の損失は受任すべきであるとの立場を探っている。今後も、合理的な理由と必要性を持つ要望に対しては、協議を行っていく準備はある。

しかしながら、今回提出されている要望のうち、例えば、(39)、(62)、(83)、(85)、(86)、(87)、(89)等は、上記理由に照らし、全く認めることはできないといふべきである。

(担当: [REDACTED]
Tel: [REDACTED] Fax: [REDACTED]
mailto: [REDACTED]

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中
著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(提出する意見は個人の見解であり、所属する組織とは無関係です)
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見: 「4. 著作権等の制限」について

資料2-1 「関連団体からの著作権法改正要望について(概要)」にある、(103)「原則として著作権制限規定から楽譜を除外すること」に反対する。

(103)は要するに楽譜だけ特別扱いせよ、というものである。
しかし、これを認めるることは、現在演奏のときに普通に行われている行為(例えば、購入した譜面の詰めくりをし易いように別ページをコピーして張り付ける、購入した分厚い楽譜から演奏する部分のみをコピーして演奏に利用する)ことさえ違法行為となってしまう。

このようなことを違法とすることは、要するに「演奏するな」と言ってることと等しく、「文化の発展に寄与」という著作権法の目的から著しく逸脱するものといわざるを得ない。

(1) 氏名及び所属
[REDACTED]

(2) 住所及び電話番号
[REDACTED]

(3) 意見

「4. 著作権等の制限」

(40) の著作権法附則5条の2の削除について反対します。
コンビニエンス・ストア等に設置された複写機で複製される対象は、必ずしも商業出版物とは限りません。
安易にコンビニエンス・ストアの複写機に補償金を課したり、設置を禁止することは、個人的な文書を複製する利用者に不当な経済的的負担を負わせる結果になります。

(46) から(50) の私的録音録画補償金の対象を拡大することに反対します。
現状においても、商業的著作物を複製する意図のない消費者にまで補償金が課されてしまうことに対する批判がありますが、私的録音録画補償金の対象を拡大することは、このような状況を拡大することであり、賛成できません。

(52) の官公庁作成広報資料、報告書等の扱いについて改正条文を13条にすることを条件に支持します。
官公庁作成広報資料、報告書等の図書館における複製を自由にしてほしいとの要望ですが、そもそも、これらの資料は官公庁が広く国民、都道府県民、市町村民に行政機關の活動等を広報するための資料であって、それらの刊行物から収益を上げる意図はないものと考えます。
したがって、これらは、むしろ著作権法13条の「権利の目的とならない著作物」に含め、広く国民、都道府県民、市町村民の利用に供されるべきものと考えます。

なお、同様の意見を「1. 著作物の定義」にも提出しています。

(56) の図書館における公衆送信権の制限について支持します。
わが国は知財立国を標榜していますが、知的財産を創作するために必須と言える情報伝達の場面で、FAXやインターネットという技術が使用できないことは、開発・発明が1日でも遅れると無価値化される知的財産の世界では致命的と言わざるえません。

ことに、この件に関しては、一旦、当事者間での合意が成立しており、早期に改正することが国益につながるものと考えます。

(80) および(81) の審議・雑誌の貸与に関する要望について支持します。
著作権法38条1項から同条4項には「営利を目的とせず（中略）料金を受けない場合」という部分があり、1項において料金について括弧書きで定義され、さらに「以下この条において同じ。」とあります。
ところが、平成16年9月28日の最高裁第三小法廷における判決内容と、平成16年5月25日付け内閣官房159第96号における答弁内容とから考えると、著作権法38条1項の「営利を目的とせず（中略）料金を受けない場合」と著作権法38条4項の「営利を目的とせず（中略）料金を受けない場合」とが同じであるとは考えにくいように思います。

1つの法律の中の同じ文言が異なる解釈をされることはあるらしい状況ではなく、著作権法38条4項は平成16年5月25日付け内閣官房159第96号における答弁内容に添って改正されるべきものと考えます。

(86) から(89) の医療に関する制限について支持します。
著作権法における財産権の保護という趣旨は理解できますが、人命に関する調査・研究は、それ以上に重要と考えます。
また、医療に関する調査・研究が1日でも早く進むことは、著作権者を含め、広く国民全体会の利益であり、医療機関等において無許諾での複製を認めたとしても、著作権者の利益を不適当に害すことにはならないと考えます。

(98) の同一性保持権に関する要望について支持します。
要望書にもあるとおり、「『意に反する』変更がすべて禁止されていると解釈されたとすると、（実害のない）（略）場面での利用までを委縮させ（略）新しい創造を生み出す芽を摘むことになることになりかねません。
同一性保持権は「名誉声望を害す態様」に該当する場合に改めるべきと考えます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 「著作権法改正要望事項について【4. 関連】」

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

(1) [REDACTED]
(2) [REDACTED]
(3) 意見

「著作権法改正要望事項について【4. 関連】(41)について意見させて頂きます。

(41) の意見には断固として反対です。

この(41)は、著作権法第30条1項の目的を「個人的に使用すること」に限定せよというものようですが、これは極端な話、家族から…例えば、子供から頼まれてビデオの録画ボタンを押してしまった母親を著作権法違反

(複製権侵害)で逮捕起訴して懲役刑を科すことを法的に可能とせよということですね? どう考へても、まともな人間の考へることとは到底思えません。よって、(41)には断固として、反対します。

続いて、「著作権法改正要望事項について【4. 関連】(46)について意見させて頂きます。

(46) の意見には断固として反対です。

現在の私的録音録画補償金は、

(ア) 著作権の付いた音楽やテレビ番組等の録音・録画に対象機器を用いなくとも権利者団体へ間接的に上納金を納めさせられる一方、

(イ) 私的録音録画補償金の対象となる機器を購入して権利者団体へ間接的に上納金を納めたからといって多數説によれば企業内コピー等が適法にならないという問題があります。

(ア) の問題（すなわち、私的録音録画に用いないのに補償金を上納させられる）は、汎用機器を録音録画補償金の対象に含めることによりさらに拡大します（例えば、データ用CD-Rの主要な用途は、特にオフィシャルユースに）
関していえば、なおも自分たちで作成した巨大なファイルの受け渡しです。最近はフロッピードライブのないパソコンが増えたことと、セキュリティの関係で添付ファイル付きのメールをはじくところが増えてきたので、このような用途でCD-Rを使用する機会が増えています。）。

また、(イ) の問題があるため、録音録画補償金の対象となる機器を企業ユースで購入した場合は、まさに「お金は上納させられるは、複製は禁止されるは」で典型的な「やらずばったり」状態に陥ることになります。

このような「ハイコスト・ノーリターン」の強制を汎用機器にまで拡張されるのでは、権利者団体と機器購入者との間の利益バランスが権利者団体側に傾きすぎているといわざるを得ません。
そもそもこの(46)が、音楽録音だけを想定してのような感じがして、ものすごい違和感を覚えています。

よって、私は(46)(47)には反対です。また、仮に企業内コピーには著作権法第30条1項が適用されないとするならば、企業が私的録音録画補償金の対象となる機器を購入した場合は、補償金の上乗せ分を店頭で返還することを義務づけるべきだと思います。

以上。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 「著作権法改正要望事項について【4. 関連】」

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

- (1) [REDACTED]
(2) [REDACTED]
(3) 意見

「著作権法改正要望事項について【4. 関連】」(37)について意見させて頂きます。

*50条(現行の50条を50条の2に移動) フェアユース規定の創設を希望します。

最近、JASRACの無謀ともいえる著作権料の横暴ぶりが目につきます。特にひどいのは、障害者のための小さな歌謡喫茶を訴えたりしているばかりか、今まで特に微取もされなかつたジャズ喫茶やライブハウス、はてまたダンス教室に至るまで、過去に遡って請求し、ひどいところですと、数千万円の請求をされてるところもあります。これは、ヘタすれば廃業に追い込まれるばかりでなく、文化衰退にもなりかねない事態ではないでしょうか?

文化というものは、新しい創作を生み出すためには、他の著作物を使うしかないのです。そして、この規定は、新しい創作者を保護するために必要であり、強いては文化の振興のためにもつながります。

以上。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4.著作権等の制限関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係御中

著作権法改正要望事項に対して、以下の通り意見提出いたします。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

意見:(53)及び(89)について

(53)第31条により著作物等の複製権の制限施設を拡大する。

「著作権の制限に、病院図書館における複製を追加すること」など

(89)医療機関における複製に対する著作権等の制限。

「著作権の制限に医療機関における複製を追加すること」

病院図書館(室)においては、国民の生命、健康を維持するために、診療には科学的根拠に基づく医療が求められており、文献の利用が重要視されています。また、生命に係わる緊急を要する場合も多くあります。

しかし、現在著作権法第31条で図書館資料の複製が認められた病院は2機関だけであり、この2機関が全国全ての病院図書館に文献を提供して

いるわけでもありません(現実的に不可能です)。

また、著作権の権利制限対象となっている、大学医学部図書館、日本医師会図書館などが全国の病院図書館に文献を提供できる状況でもありません。

上記のように医療情報・医学情報要求の緊急性、病院における医師の文献要求などから、病院図書館においては著作権法の遵守が難しい状況にあります。

また、医師は所属機関によっては文献の入手に時間と費用の差がおきます。

医療従事者に学術・医学文献を提供することは、医療・医学の向上、患者さんへ安全で上質の医療を提供することにつながります。

以上の状況から、病院図書館にも所蔵資料の複製ができるように、次回著作権改正においては、現状に沿った改正とし、著作権の権利制限に「病院図書館(医療機関)における複製」を加えてください。

賛成項目・番号 (51)～(56)「図書館に関する制限」など
(86)～(89)「医療に関する制限」

なお、このパブコメへの意見提出は、個人見解で、所属機関を代表するものではありません。

[REDACTED]
tel: [REDACTED]
fax: [REDACTED]